

## 第3章 宮城県津波被災地域における農業の復興

石原 清史・平林 光幸・畠 幸司・小野 智昭

### 1. はじめに

宮城県沿岸部は東日本大震災の津波によりに壊滅的な被害を受けた。被災した地域では多くの人命が失われるとともに、広大な農地が浸水し、多くの農業機械・施設や住宅が流されてしまった。本章では、地域の農業生産、農業構造、農村コミュニティいずれもが復興過程の中で大きく変貌せざるを得ない宮城県沿岸部の農業地帯における農業復興に向けた動きを整理する。宮城県の津波被災地域の農業復興を農業部門別に見ると、水稻を中心とする土地利用型農業とイチゴなどの施設園芸に大きく分かれるが、本章では前者の土地利用型農業における復興過程を対象とする。

調査を実施した地域は、北から石巻市、東松島市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の5市2町であり、自治体、JA、土地改良区、県普及センター等の関係機関に対し調査を行った。それら市町のうち土地利用型農業の大規模法人に直接聞き取り調査を実施した東松島市、仙台市（若林区）、岩沼市の8法人の動向を中心に整理する。宮城県沿岸部は北部の三陸地域と南部の仙台平野とでは地理的条件が全く異なり、その農業構造も異なるが、本章が対象とする地域は北部の東松山市と南部の仙台平野の仙台市、岩沼市である。第1章で指摘したように、石巻市と東松島市とは県北部にありながら平坦地が広がり、震災前から大規模経営体が展開していて、県南部に似た農業構造にあった。したがって本章が示す農業復興の様子は両市を含む宮城県平坦地でのものとなる。他方、北部の三陸地域については、第2章の岩手県の分析が参考となる。

本章では以下の2つの視点から分析を行う。第1に、農業復興による農業構造の変化である。過去の大災害からの復興事例<sup>(1)</sup>と同様、東日本大震災の津波被災地でも人口や農家数の急激な減少が生じている。こうした中で、震災前の地域の農業構造が震災後にどのように変化し、大規模土地利用型法人の設立や既存組織の大規模化がどのようにされたのか、そして現段階でのこれらの法人の営農状況と課題は何なのかを明らかにする。

第2に、大規模土地利用型法人の活動と農村コミュニティとの関係である。住宅の流失や災害危険区域の指定による居住制限などにより、津波被災地の住民の中には沿岸部から離れた地域に転居せざるを得ない人も多くいる。農地が復旧する一方で、被災前に存在した集落が物理的に元に戻らない地域も多くあり、被災からの復興過程で農村コミュニティは大きく変貌せざるを得ない。地域の維持・再生に向けて少数精鋭的な担い手となった大規模土地利用型法人と農村コミュニティはどのように新たな関係を築いていく必要があ

るのかを考えたい。

(石原 清史)

## 2. 調査地域の津波被災と農業振興の概況

### (1) 被災前の農業構造

#### 1) 農家の規模階層

調査対象地である東松島市、仙台市、岩沼市における規模別農家数および農家以外の農業事業体数を示したものが第3-1表である。同表には、宮城県沿岸部の津波被災市町村<sup>(2)</sup>と調査対象法人がある地区について農業センサスの旧市町村（以下、「地域」とする。）単位でも表示している。3市とも1～3ha層が3～4割あって厚い層をなしている。他

第3-1表 経営規模別農家数と農家以外の農業事業体（2010年）

(単位：戸、経営体、事業体、%)

	総農家	自給的農家	販売農家						家族経営体	組織経営体	農家以外の農業事業体	
			0.5ha未満	0.5～1ha	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10ha以上				
実数	宮城県沿岸部	65,633 19,739	16,249 5,750	6,626 2,151	13,074 3,872	21,909 6,033	4,616 1,230	2,270 522	762 163	49,569 14,040	1,172 238	899 178
	東松島市	1,608	479	122	269	514	111	89	21	1,131	28	21
	矢本町	530	158	36	79	176	42	30	7	372	8	4
	宮戸村	109	38	27	38	6	0	0	0	71	1	1
	野蒜村	133	49	12	25	40	3	3	1	85	7	7
	小野村	330	78	30	57	122	25	13	4	252	4	4
	仙台市	4,050	995	474	827	1,359	272	90	32	3,061	49	46
	六郷	456	68	39	96	178	53	16	6	388	11	11
	七郷	281	42	16	36	113	54	17	3	239	14	12
	岩沼市	1,141	244	107	230	454	74	25	5	898	10	9
構成割合	玉浦村	632	94	47	121	299	50	14	5	538	6	5
	宮城県沿岸部	100.0 100.0	<b>24.8</b> <b>29.1</b>	10.1 10.9	19.9 19.6	<b>33.4</b> <b>30.6</b>	7.0 6.2	3.5 2.6	1.2 0.8	75.5 71.1	1.8 1.2	1.4 0.9
	東松島市	100.0	<b>29.8</b>	7.6	16.7	<b>32.0</b>	6.9	5.5	1.3	70.3	1.7	1.3
	矢本町	100.0	<b>29.8</b>	6.8	14.9	<b>33.2</b>	7.9	5.7	1.3	70.2	1.5	0.8
	宮戸村	100.0	<b>34.9</b>	<b>24.8</b>	<b>34.9</b>	5.5	-	-	-	65.1	0.9	0.9
	野蒜村	100.0	<b>36.8</b>	9.0	18.8	<b>30.1</b>	2.3	2.3	0.8	63.9	5.3	5.3
	小野村	100.0	<b>23.6</b>	9.1	17.3	<b>37.0</b>	7.6	3.9	1.2	76.4	1.2	1.2
	仙台市	100.0	<b>24.6</b>	11.7	<b>20.4</b>	<b>33.6</b>	6.7	2.2	0.8	75.6	1.2	1.1
	六郷	100.0	14.9	8.6	<b>21.1</b>	<b>39.0</b>	11.6	3.5	1.3	85.1	2.4	2.4
	七郷	100.0	14.9	5.7	12.8	<b>40.2</b>	19.2	6.0	1.1	85.1	5.0	4.3
岩沼市	玉浦村	100.0	<b>21.4</b>	9.4	<b>20.2</b>	<b>39.8</b>	6.5	2.2	0.4	78.7	0.9	0.8
	玉浦村	100.0	14.9	7.4	19.1	<b>47.3</b>	7.9	2.2	0.8	85.1	0.9	0.8

資料：2010年農業センサス。

注 1) 沿岸部市町村は本文注(2)参照。

2) 農家以外の農業事業体は、販売目的、牧草地経営体、その他の合計。

3) 割合は総農家数に対するもの。太字は20%を超える階層。

方, 5ha 以上層は, 東松島市の矢本地域 37 戸 (7 %), 野蒜地域 4 戸 (3 %), 小野地域 17 戸 (5 %), 仙台市の六郷地域 22 戸 (5 %), 七郷地域 20 戸 (7 %), そして岩沼市の玉浦地域 19 戸 (3 %) であり, 農家構成から見ると, 5ha 以上の比較的大規模な農家が一定数存在する地域であることが対象被災地の特徴である。

## 2) 階層別の農地シェア

次に経営耕地面積の主体別シェアを示したものが第 3-2 表である。5ha 以上農家層の農地シェアを見ると, 東松島市では, 矢本地域 34 %, 小野地域 24 %と高い水準にある。他方, 野蒜地域のそれは 10 %で 5ha 以上層のシェアが低いが, 農家以外の農業事業体による農地集積が 52 %あり, 組織経営体による農地集積が進展していた。仙台市では, 5ha 以上層のシェアが六郷地域では 23 %と高く, 七郷地域は 18 %であるが農家以外の農業事業体が 28 %と高いシェアを占めている。七郷地域では大規模経営法人による農地集積が進展していて, 5ha 以上層と合わせると 46 %のシェアになっていた。岩沼市の玉浦地

第3-2表 経営耕地面積の主体別シェア (2010年)

(単位 : ha, %)

		経営耕地面積						耕作放棄地	
		自給的農家	販売農家			農家以外の農業事業	計		
			1ha未満	1~5ha	5ha以上				
実数	宮城県沿岸部	2,863	11,858	55,222	26,512	21,734	118,189	10,813	
		1,001	3,569	15,073	5,866	3,558	29,067	3,650	
	東松島市	79	238	1,340	911	436	3,004	238	
	矢本町	25	69	479	298	84	955	69	
	野蒜村	9	23	77	27	145	280	17	
	小野村	14	52	310	149	102	628	61	
	仙台市	181	765	3,317	1,003	867	6,133	719	
	六郷	12	85	536	198	14	846	199	
	七郷	7	31	410	147	231	825	135	
	岩沼市	47	209	1,074	222	96	1,648	300	
構成割合	玉浦村	18	108	732	149	66	1,074	221	
	宮城県沿岸部	2.4	10.0	<b>46.7</b>	22.4	18.4	100.0	9.1	
		3.4	12.3	<b>51.9</b>	20.2	12.2	100.0	12.6	
	東松島市	2.6	7.9	<b>44.6</b>	<b>30.3</b>	14.5	100.0	7.9	
	矢本町	1.5	5.7	<b>42.7</b>	<b>50.1</b>	-	100.0	9.1	
	野蒜村	3.1	8.3	27.4	9.5	<b>51.6</b>	100.0	6.0	
	小野村	2.3	8.3	<b>49.4</b>	23.8	16.2	100.0	9.8	
	仙台市	2.9	12.5	<b>54.1</b>	16.4	14.1	100.0	11.7	
	六郷	1.5	10.0	<b>63.4</b>	23.4	1.7	100.0	23.5	
	七郷	0.8	3.7	<b>49.6</b>	17.9	27.9	100.0	16.3	
	岩沼市	2.8	12.7	<b>65.2</b>	13.5	5.8	100.0	18.2	
	玉浦村	1.7	10.0	<b>68.2</b>	13.9	6.2	100.0	20.6	

資料 : 2010 年農業センサス。

注 1) 不作付地は農業経営体, 耕作放棄は総農家と土地持ち非農家の合計。

2) 太字は 30 %以上の階層。

域では 5ha 以上層のシェアが 14 %, 農家以外の農業事業体のシェアが 6 %で, 両者による農地集積シェアが 20 %であった。このように平坦部に農地が広がる宮城県の対象被災地では, 5ha 以上農家層や組織経営体による農地集積が進展していた。

### 3) 集落構造

津波被災集落<sup>(3)</sup> の農業構造を示したものが第 3-3 表である。宮城県の平均は, 1 集落当たり経営耕地面積 44ha, 1 集落当たり農家数 25 戸, 農家 1 戸当たり経営耕地面積 2ha である。対象地の津波被災集落について見ると, 1 集落当たり経営耕地面積が東松島市, 岩沼市はそれぞれ 42a, 48ha で宮城県平均と同程度の規模であるが, 仙台市は 80ha でかなり大規模である。また東松島市, 岩沼市は, 1 集落当たり農家戸数がそれぞれ 24 戸, 29 戸, 農家 1 戸当たりの経営耕地面積がそれぞれ 2ha, 2ha で, これらも宮城県全体と同程度であるのに対して, 仙台市は 37 戸, 2ha で, 特に農家戸数規模が大きい。このように対象地の津波被災集落の農地面積は, 東松島市と岩沼市では県平均の規模であり, 仙台市ではより大規模である。

第3-3表 調査地における津波被災集落の農業構造

	集落数	1集落あたり 経営耕地面積 (ha)	1集落あたり 農家戸数 (戸)	農家1戸あたり 経営耕地面積 (a)
宮城県	2,797	41.1	23.5	175
津波被災地	576 (100.0)	27.1	19.5	139
東松島市	50 (8.7)	41.6	23.7	176
仙台市	33 (5.7)	80.2	37.2	215
岩沼市	22 (3.8)	48.2	29.1	165

資料：農林水産省大臣官房統計部「東日本大震災に伴う被災 6 県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ」(<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html>)。

注：経営耕地面積は総農家のものではなく、農業経営体のものである。

ところで宮城県の津波被災集落全体で見ると, 1 集落当たり経営耕地面積 27ha, 1 集落当たり農家数 20 戸, 農家 1 戸当たり経営耕地面積 1ha であり, 宮城県平均に比べいずれも小規模である。集落での農家 1 戸当たり経営規模と集落規模を宮城県沿岸部の市町村別に見ると, 多賀城市以北の市町村では東松島市を別にして規模が小さく, 他方, 南部の仙台平野の市町村では規模が大きい。宮城県沿岸部北部の集落は岩手県に連なる三陸海岸特有の小規模性が特徴であるのに対して, 沿岸部南部の仙台平野の集落は大規模である。宮城県沿岸部はこうした南北での差異があり, 対象地は集落構造から見て宮城県南部平坦地の特徴を有している。

### (2) 農業被害の状況

## 1) 農地の被災状況

農地の被害状況を示したものが第3-4表である。東松島市、仙台市、岩沼市ともに被災農地のほぼすべてが津波被災によるものである（「津波被災率」）。市内の耕地面積に対する津波被災面積の割合（「県市内被災率」）は東松島市53%，岩沼市67%で、過半に及ぶ広範な被災であり、仙台市でも1/3に及んでいる。3市とも沿岸部に広大な農地を有しており、平坦地であるがゆえに津波が内陸部の奥まで達したために津波被災割合が高くなっているが、仙台東部道路等によってさらに内陸までの津波到達をかろうじて防いだことで減災された結果が、先の県市内被災率に表れている。

第3-4表 調査地における農地の被災状況

(単位: ha, %)

	耕地面積 (2010年) a	被災農地面積 b	うち津波被災 c		県市内 被災率 c/a	津波 被災率 c/b
宮城県 沿岸部	136,300 35,777 (100.0)	14,558 (100.0)	14,341 (100.0)		10.5 40.1	98.5
東松島市	3,060 (8.6)	1,620 (11.1)	1,620 (11.3)		52.9	100.0
仙台市	6,580 (18.4)	2,121 (14.6)	2,115 (14.7)		32.1	99.7
岩沼市	1,870 (5.2)	1,248 (8.6)	1,248 (8.7)		66.7	100.0

資料：被災農地面積は農林水産省大臣官房統計部・農村振興局「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）について」（2012年4月），耕地面積は「耕地及び作付面積統計」。

注：津波被災農地面積の原資料は「農業・農村の復興マスターplan（平成23年11月21日改訂）」の津波被災農地面積（復旧を必要とする農地）。

## 2) 農業経営体と農業集落の被災状況

津波による農業経営体と農業集落の被災状況を示したものが第3-5表である。3市では被災した農業経営体のほぼすべてが津波により被災しており、津波被災経営体数は、東松島市710経営体、仙台市840経営体、岩沼市550経営体である。市内の農業経営体に対する津波被災農業経営体の割合（県市内被災率）は、東松島市、岩沼市とともに61%と高く、農地の被災と同様に市内の農業経営体の広範に津波被災が及んでいる。

津波被災集落は、東松島市50集落、仙台市33集落、岩沼市22集落であり、被災集落に対する津波被災集落の割合（津波被災率）は、東松島市66%，仙台市45%，岩沼市88%，である。集落の津波被災率が農業経営体の津波被災率よりも低くなっているのは、津波による被災経営体は浸水した特定の集落に集中しているのに対して、津波以外の地震等による被災経営体は多くの集落に分散しているためとみられる。

第3-5表 津波による農業経営体と農業集落の被災状況

(単位：経営体、集落、%)

	農業経営体 (2010年) a	被災 農業経営体 b	うち津波被災 c		県市内 被災率 c/a	津波 被災率 c/b
宮城県	50,741	7,290	6,060 (100.0)		11.9	83.1
沿岸部	14,973 (100.0)	6,320 (100.0)			40.5	95.9
東松島市	1,159 (7.7)	710 (11.2)	710 (11.7)		61.3	100.0
仙台市	3,110 (20.8)	890 (14.1)	840 (13.9)		27.0	94.4
岩沼市	908 (6.1)	550 (8.7)	550 (9.1)		60.6	100.0
	農業集落数 (2010年) d	被災 農業集落数 e	うち津波被災 f		県市内 被災率 f/d	津波 被災率 f/e
宮城県	2,644	1,565	576 (100.0)		21.8	36.8
沿岸部	914 (100.0)	720 (100.0)			63.0	80.0
東松島市	76 (8.3)	76 (10.6)	50 (8.7)		65.8	65.8
仙台市	168 (18.4)	73 (10.1)	33 (5.7)		19.6	45.2
岩沼市	50 (5.5)	25 (3.5)	22 (3.8)		44.0	88.0

資料：被災農業経営体数と被災農業集落数は農林水産省大臣官房統計部「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成25年3月11日現在）」（2013年4月）。

- 注 1) 農業集落の関係者、市町村、農業協同組合等の関係機関の中から被災地域の実情に応じて効率的な状況確認が可能な者・機関を対象として、地方農政局地域センター職員が聞き取りにより被害や復旧の程度（割合）を情報収集し、その割合を2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計を行ったものである。
- 2) 「被災」とは、東日本大震災に伴い農業経営体の経営者、雇用者、農家世帯員等の農業従事者や生産基盤・設備等が受けた影響により通常の農業経営を行うことができない被害を受けたことをいう。
- 3) 2010年の農業経営体と農業集落数は2010年農業センサスによるが、農業集落数については公表値よりも大きい。

### (3) 農地の復旧と農業経営の営農再開

#### 1) 農地の復旧

津波被災した農地の復旧面積（累積）を示したものが第3-6表である。2011年度の農地復旧面積の割合はごく僅かであるが、震災翌年、2012年度にはその割合が東松島市62%，仙台市39%，岩沼市44%とかなり高くなっている。特に東松島市での割合が高い。農地が平坦地に広がるため、前述のように市内の広大な面積が津波によって被災したが、内陸部の津波被災農地には、ヘドロがなく除塩のみで復旧が可能となる農地や、ヘドロ等が薄くあるいは部分的に堆積するのにとどまった農地が多くあったため、復旧が早かったものと考えられる。ただし、仙台平野の水田の排水は最終的に海岸部の排水機場によって行われており、下流の排水機場が復旧しなければ、上流部の田も用排水を通水できず、除塩や田植が行えなかったため、2011年度に回復した農地は僅かである。

2015年度には東松島市90%，仙台市100%，岩沼市94%の復旧に至っているが、東

第3-6表 被災農地の復旧面積（累積）

(単位：ha, %)

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017年 度以降	転用等	被災農地 面積
宮城県	1,220 (8.9)	6,670 (48.7)	10,910 (79.6)	12,030 (87.7)	12,660 (92.3)	13,160 (96.0)	13,710 (100.0)	631 [4.4]	14,341 [100.0]
東松島市	52 (3.3)	965 (61.6)	1,157 (73.9)	1,202 (76.8)	1,417 (90.5)	1,489 (95.1)	1,566 (100.0)	54 [3.3]	1,620 [100.0]
仙台市	61 (2.9)	815 (39.2)	1,715 (82.5)	1,977 (95.1)	2,079 (100.0)	2,079 (100.0)	2,079 (100.0)	36 [1.7]	2,115 [100.0]
岩沼市	... (...)	511 (43.9)	936 (80.4)	1,099 (94.4)	1,099 (94.4)	1,149 (98.7)	1,164 (100.0)	84 [6.7]	1,248 [100.0]

資料：県は農林水産省「農業・農村の復興マスタートップラン」平成26年6月20日改訂版及び平成27年7月3日改訂版、各市は復興庁「公共インフラに係る復興施策（平成27年7月31日）地域版」  
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-3/20150729100121.html>.

注。被災農地面積は前掲第3-4表による。転用面積はそれから2017年度以降再開面積を差し引いた値。

松島市では一部の地域で地盤沈下があるため、復旧が遅れている農地がある。なお同表の復旧面積は、原形復旧後には場整備事業を行う場合もカウントされている点に留意する必要がある。

## 2) 農業経営の営農再開

被災経営体の営農再開状況を示したものが第3-7表である。津波被災の農業経営体の営農再開率は、2014年2月時点では、東松島市69%，仙台市68%，岩沼市66%であり、

第3-7表 調査地における被災経営体の営農再開状況

(単位：ha, %)

		被災 経営体	経営再開				2014.2.1現在
			2011.7.11現在	2012.3.11現在	2013.3.11現在		
推 計 数	宮城県	6,060	1,300	2,740	3,500	3,910	
	東松島市	710	220	400	470	490	
	仙台市	840	230	310	470	570	
	岩沼市	550	20	250	320	360	
再 開 率	宮城県	100.0	21.5	45.2	57.8	64.5	
	東松島市	100.0	31.0	56.3	66.2	69.0	
	仙台市	100.0	27.4	36.9	56.0	67.9	
	岩沼市	100.0	3.6	45.5	58.2	65.5	

資料：農林水産省大臣官房統計部「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況」(2011年9月, 2012年4月, 2013年4月), 「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況」(2014年3月).

- 注 1) 営農を再開している経営体とは、農業被害のあった農業経営体のうち、東日本大震災以降、調査日時点までに営農を行っている、または行っていた農業経営体であり、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した農業経営体で、被害のあった農業生産基盤、設備が未復旧である農業経営体を含む。なお、東日本大震災以降、調査日時点までに一度も営農を再開せず廃業した農業経営体や営農等を集落営農組織に委託した農業経営体等も「営農を再開していない農業経営体（不明を含む）」に含まれる。
- 2) 津波被災経営体は前掲第3-5表による。

ともに 7 割である。しかしこの営農再開率は、先に示した 2013 年度の農地の復旧率に比べ、東松島市 5 ポイント、仙台市 15 ポイント、岩沼市 15 ポイント低く、ほ場整備事業を考慮しても低い値となっている。このことは、農地は復旧したにもかかわらず農業経営を再開していない農業経営体があるということを示している。そしてそれは、農業経営の再開を断念して、離農を予定している（かつての）農業経営体が存在すると考えられる。

次に、調査地において営農再開できない理由を示したものが第 3-8 表である。「耕地や施設が使用（耕作）できない」が 3 市とも高い割合となっている<sup>(4)</sup>。この回答は、農地が物理的に復旧していないこと、または津波に被災した倉庫・納屋等の施設が使用できないことが、営農再開できない理由となっていることを示している。しかし、前述のように、農地復旧がありながら、施設の回復が図れないために営農再開していない、という離農予定の農業経営体がここに多く含まれていると考えられる。

また、「農機具が確保できない」は 2014 年に東松島市 63 %、仙台市 69 % と高く、「営農資金に不安がある」も同様に高い。農業経営体の機械・施設については、国の東日本大震災農業生産対策交付金や東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）等の公的助成制度がある。しかしその助成の対象とならない、あるいは対象となっても農業者の負担がある場合には、機械・施設の取得に営農資金が必要であり、その営農資金がなければ機械・施設を確保できない。新たな資金の借入が困難であるために営農資金が用意できなく、農機具を確保できることから、営農再開を断念している者が 7 ~ 8 割いる

第3-8表 調査地における営農再開できない理由

(単位 : %)

		営農再開していない経営数 (推計)	生活拠点が定まらない (原発事故の影響による場合を除く)	耕地や施設が使用（耕作）できない (原発事故の影響による場合を除く)	農機具が確保できない	営農資金に不安がある	農業労働力が足りない	原発事故の影響	その他 (病気やケガ等)
宮城県	2012.3.11	3,340	31.4	<b>96.6</b>	48.5	39.6	6.7	-	1.7
	2013.3.11	2,580	37.7	<b>95.5</b>	52.3	38.2	7.2	-	1.2
	2014.2.1	2,160	34.9	<b>94.3</b>	38.3	21.1	2.6	-	3.7
東松島市	2012.3.11	310	18.2	<b>92.8</b>	<b>84.7</b>	<b>79.2</b>	12.3	4.8	-
	2013.3.11	240	18.1	<b>89.6</b>	<b>71.5</b>	<b>83.2</b>	15.4	-	-
	2014.2.1	210	19.5	<b>78.8</b>	<b>62.7</b>	<b>67.0</b>	6.3	-	-
仙台市	2012.3.11	530	26.1	<b>93.6</b>	<b>83.0</b>	<b>78.3</b>	2.9	-	4.9
	2013.3.11	370	14.8	<b>67.3</b>	<b>84.3</b>	<b>79.7</b>	1.9	-	-
	2014.2.1	270	<b>87.7</b>	12.3	<b>68.9</b>	30.1	-	-	-
岩沼市	2012.3.11	300	50.6	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	39.0	-	-
	2013.3.11	230	59.2	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	41.9	-	-
	2014.2.1	190	-	<b>100.0</b>	-	-	-	-	-

資料：農林水産省大臣官房統計部「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況」(2011 年 9 月, 2012 年 4 月, 2013 年 4 月), 「被災 3 県における農業経営体の被災・経営再開状況」(2014 年 3 月).

注 1) 基準年月日はそれぞれ 2012 年 3 月 11 日, 2013 年 3 月 11 日, 2014 年 2 月 1 日である.

2) 数値は、農業経営体の被災状況や経営再開状況の程度（割合）を関係者から聞き取り、2010 年世界農林業センサス結果に乗じて集計した物である.

3) 太字は 60 % 以上のもの.

ものと考えられる。

#### (4) 住まいの復興

調査地における災害公営住宅の整備状況を示したものが第3-9表である。2015年1月時点での工事完了割合は、東松島市32%，仙台市25%，岩沼市21%といまだ低い状態であったが、2016年1月末には東松島市60%，仙台市87%，岩沼市100%にまで至っている。岩沼市の進捗率は県内トップであり、仙台市の進捗率も県内では高いものであるが、東松島市や他市町村では整備の進捗率はまだ低い水準にとどまっている。

他方、調査地における2016年1月時点での応急仮設住宅（プレハブ住宅）の入居率を示したものが第3-10表である。2015年2月時点での応急仮設住宅入居率は、東松島市59%，仙台市58%，岩沼市63%とまだ高かったが、2016年にはそれぞれ38%，27%，6%

第3-9表 調査地における災害公営住宅の整備状況

(単位：戸、%)

	2015年1月31日現在					2016年1月31日現在				
	計画戸数 a	工事着手戸数 b	工事完了戸数 c	着工率 b/a	完了率 c/a	計画戸数 d	工事着手戸数 e	工事完了戸数 f	着工率 e/d	完了率 f/d
宮城県	15,917	12,960	8,077	81.4	50.7	15,918	12,960	8,077	81.4	50.7
東松島市	1,010	577	321	57.1	31.8	1,010	831	604	82.3	59.8
仙台市	3,179	2,871	783	90.3	24.6	3,179	3,179	2,760	100.0	86.8
岩沼市	210	210	44	100.0	21.0	210	210	210	100.0	100.0

資料：宮城県HP「災害公営住宅の整備状況について」(<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/seibijoukyou1.html>)。

第3-10表 調査地における応急仮設住宅の入居率

(単位：戸、%)

県	応急仮設住宅					みなし仮設住宅			計	
	供給戸数 a	解体・用途廃止 b	現在供与戸数 a:b	入居戸数 c	入居率 c/a	民間賃貸住宅	公営住宅等			
宮城県	22,095	404	21,691	11,125	50.4	9,090	318	9,408		
東松島市	1,753	76	1,677	666	38.0	395	...	...		
仙台市	1,523	18	1,505	413	27.1	3,567	...	...		
岩沼市	384	0	384	24	6.3	132	...	...		

資料：宮城県HP「応急仮設受託の入居状況」(<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/nyukyo-joukyo.html>)。

注 1) 2016年1月31日現在。

2) 公営住宅等は公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等である。

%にまで低下してきた。前述した災害公営住宅の建設や宅地造成等の進捗に伴い、被災者が仮設住宅から新たな住宅に住むようになったことがうかがえる反面、震災から 5 年近くが経とうとしている時点でも依然多くの被災者が仮設住宅で暮らしている。

(平林 光幸・小野 智昭)

### 3. 大規模土地利用型法人の設立と展開

#### (1) 東松島市

##### 1) 東松島市の被災と復興の概要

東松島市は仙台平野北部（仙北平野）に位置し、2005 年に旧矢本町と旧鳴瀬町が合併して誕生した（第 3-1 図）。農業センサスの旧町村（地域）で見ると、赤井村、大塩村、矢本町（以上旧矢本町）、野蒜村、小野村、宮戸村（以上旧鳴瀬町）の 6 地域により同市は構成されている。人口（国勢調査）は合併当時の 2005 年の 43,235 人から 2010 年には 42,903 人へと微減している。2015 年では 39,518 人と、震災の影響もあり 5 年間で 3,385 人（7.9 %）減少している。2005 年から 2010 年までの 5 年間での人口減少が 332 人（0.8 %）だったことと比較すると、この 5 年間の減少率はその 10 倍以上になる。なお、市内 6 地域のうち旧矢本町の矢本地域と旧鳴瀬町の野蒜、小野、宮戸の各地域が沿岸部にあって、今回の震災で津波に被災した。

東松島市の農業は水稻のほかイチゴ、トマト、キュウリ等の園芸が盛んに行われていた。水田については、旧鳴瀬町では農地全体の基盤整備（50a ~ 1ha 区画）が終わっており、被災前から水稻関係の 6 つの法人があった。そして高齢化や兼業化の進展に伴いそれら法人に農地貸付や農作業委託による集積が進み、法人の経営規模が拡大していた。また、



第3-1図 東松島市の位置

資料：農林水産省 HP「わがマチ・わがムラ」の宮城県地図に加筆。

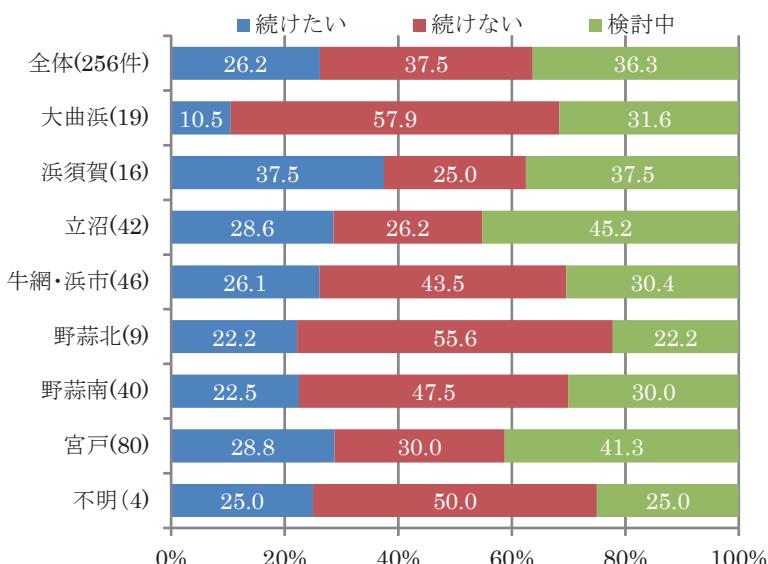
ブロックローテーションによる転作が取り組まれ、法人への転作作業委託も進展していた。

他方、旧矢本町は、内陸部の2つの地区で基盤整備が進んでいたが、それ以外の地区では基盤整備が遅れており、個別農家による経営が中心で、組織化は進んでいなかった。沿岸部の大曲（おおまがり）地区と西矢本地区は2009年度から整備事業に着手し、それと併せて農地集積の方向性や法人化の検討が本格化するところであったが、事業完了直前に津波に被災した。

### i) 復興計画の策定

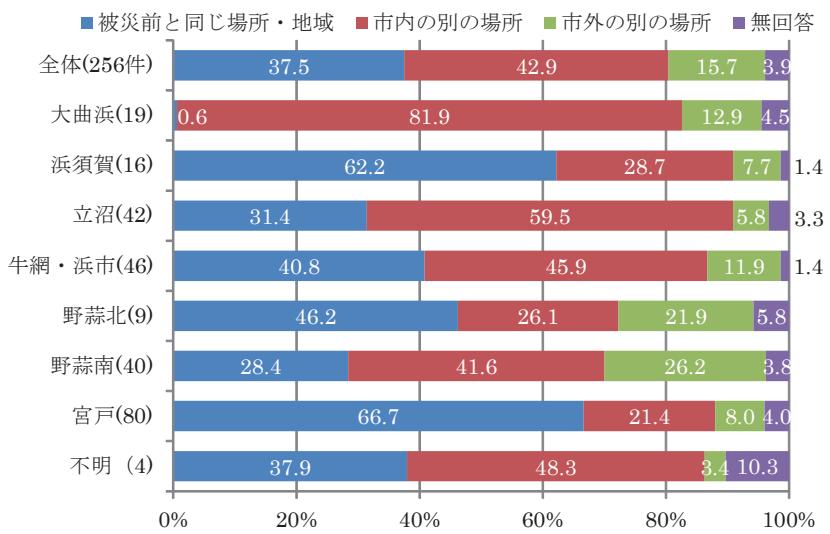
ヒアリングによると、津波により市内の農地面積3,300haのうち1,460ha(43.6%)が被災した。特に沿岸部では、農業機械・施設の多くが流失し、住居を失った農家も多く、多くの住民が内陸部の仮設住宅に移転した。被災後、市では2011年5月に「東松島市復興まちづくり計画」の策定に着手し、同年12月26日に策定した。計画の策定に際し、市民に対するアンケート調査が7月に行われた。その中の「農業の継続意向について」では、震災前に農業に従事していた世帯のうち、農業を「続けない」との回答が37.5%を占め、4割近くの農家が震災後に農業を継続する意向がない結果となった（第3-2図）。ただし、被災後間もない時期であり、「検討中」とする者も36.3%おり、市では「生産基盤や生産条件が整えば農業を継続したいとする者が増えていくもの」とこの時点では予想していた。

また、今後の居住地については、「市内の別の場所」に居住したいが42.9%と最も多く、「市外の別の場所」に居住したいの15.7%と合わせると、6割近くの世帯が震災前と異なる場所への移住を希望している（第3-3図）。



第3-2図 被災者の被災後の農業継続の意向（東松島市）

資料：東松島市「東松島市復興まちづくり計画」（2011年）。



第3-3図 被災者の被災後の居住地の意向（東松島市）

資料：東松島市「東松島市復興まちづくり計画」（2011年）。

こうした状況の下、「東松島市復興まちづくり計画」においては農業の再生、復興に向けて、まず「農地の生産基盤の再興に向けて、農業用施設や排水施設を早期復旧とともに、除塩と有害物質の除去」を行い、「農地の集約化とほ場の大区画化を図るとともに、施設園芸等の導入により複合経営化を推進」するとしている。また6次産業化については、農業、漁業、観光を融合して新しい魅力をつくることとし、「生業体験、地元の食でのもてなし、直売所や市の開設、農家レストランの開業」などが示された。

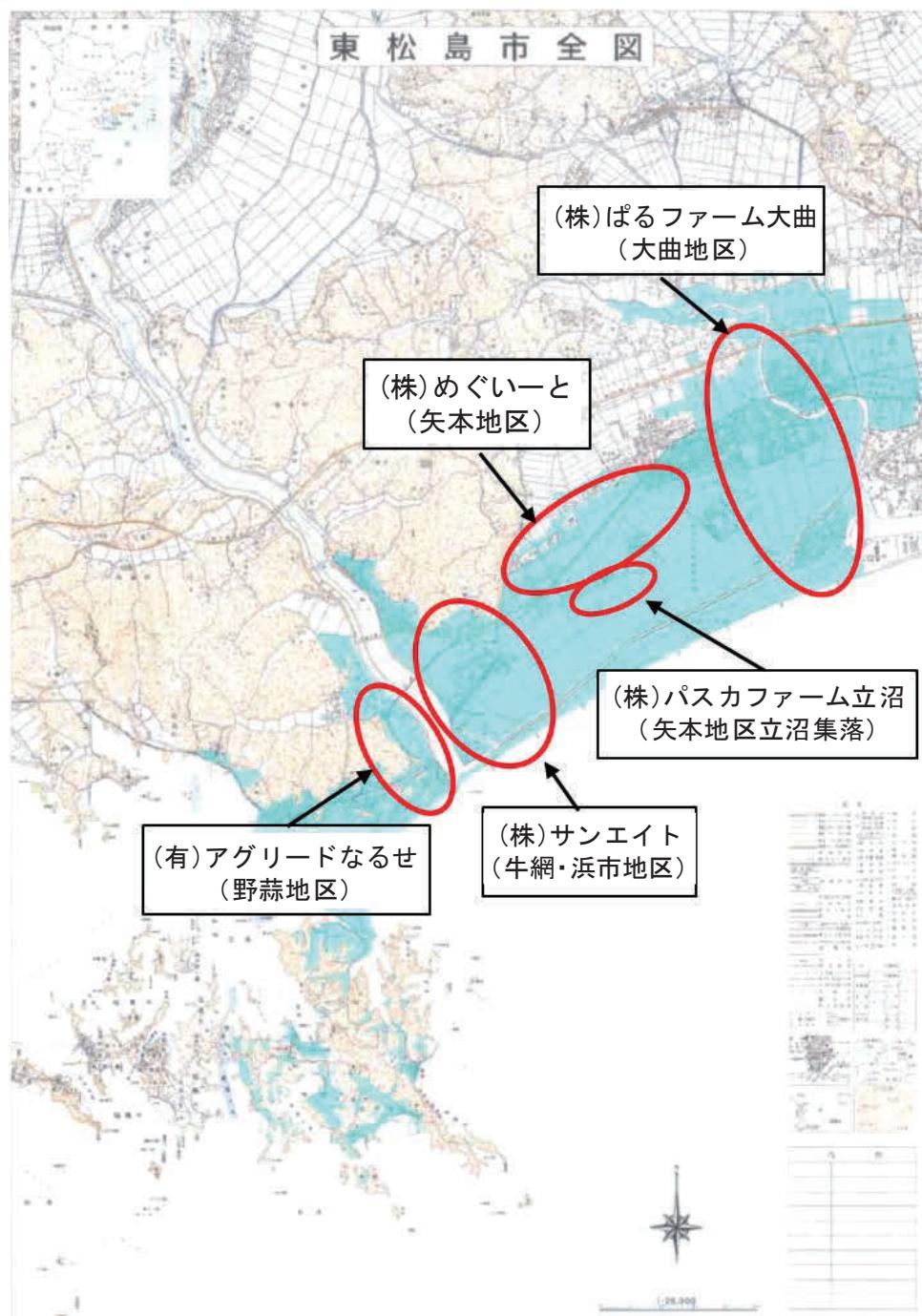
## ii) 農業関連の被災と復旧の状況

被災後の農地の復旧・除塩に伴い営農を再開する農地が増加しており、2015年で927haが営農を再開（復旧率約64%）している。先の被災農地1,460haには被災前に耕作放棄されていた農地も含まれており、市ではこれらを除いて復旧すべき農地は1,300haと見込んでいる。それをベースにすると復旧率は7割を超えており。一方で、地盤沈下により海水に冠水した農地が一部あり、こうした農地の復旧・復興にはまだ時間がかかる見込みである。

東松島市では、津波に被災した沿岸部を居住制限地域に指定し、今後は宅地の新築ができる区域について、防災集団移転促進事業等によって沿岸部の住宅を、内陸部へ集団移転することを進めており、その住宅移転後の跡地面積は市全体で166haにのぼる。市ではこの土地を買い取り、その一部を農地（畠）として無償で被災地の農業法人に貸し付けている。今後貸し付けを予定している面積を含め、こうした農地は40haが計画されている。後述するように調査を行った法人ではこの防災集団移転跡地の農地を借り入れ、野菜の導入等に活用し、法人の経営拡大に寄与している。移転跡地の多くは産業用地や防災緑地とされるが、緑地の場合には維持コストがかかるのに対して、農地として利用する場合

には維持コストが発生しないことが行政にとってもメリットである。こうした土地利用は市役所内の建設部局と農業部局との連携によって可能となっている。

沿岸部のうち旧鳴瀬町では被災前に大区画ほ場整備が完了し、法人が設立されているが、他方、旧矢本町では震災前には小区画の水田が多く、被災後の農地復旧に引き続いだ基盤



第3-4図 東松島市の津波被害地域と調査対象の大規模土地利用型法人

資料：東松島市『東松島市復興まちづくり計画』(2011年)の「東松島浸水区域」の図に加筆した。

注：水色が浸水域。

整備が行われるとともに、整備後の担い手として大規模土地利用型法人の設立に向けた話し合いが進められる。

### iii) 大規模土地利用型農業法人における2つのタイプ

東松島市の津波による被災地域と調査対象の5つの大規模土地利用型法人の位置関係を第3-4図に示す。大規模法人には、震災前から法人化し地域農業の担い手として活動していたものと震災後に新たに設立されたものとがあり、両者では農業復興のプロセスが異なっている。以下では、両者を分けて復興過程を整理する。

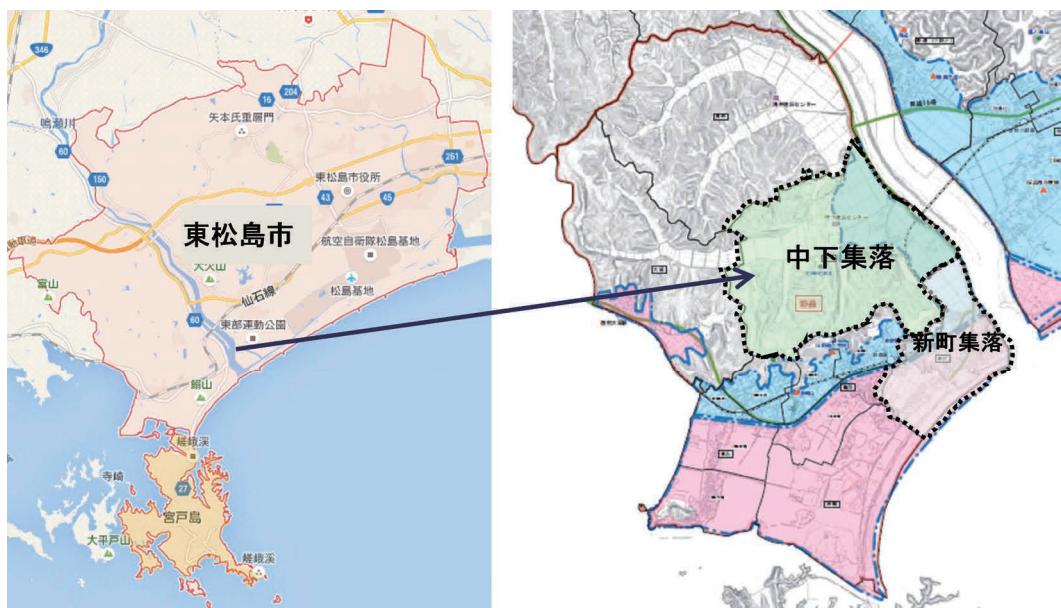
(石原 清史)

## 2) 震災前に設立された法人

### i) 有限会社アグリードなるせ

#### ① 震災前の営農の状況

東松島市の南西部、鳴瀬川・吉田川の西側に位置する旧村の旧野蒜村（野蒜地域）には3つの旧藩政村があり、そのうちの旧藩政村・野蒜村（野蒜地区）は中下集落と新町集落の2つの集落からなる（第3-5図）。その野蒜地区に有限会社アグリードなるせ（以下、「(有)アグリードなるせ」）がある。



第3-5図 野蒜地区の位置

資料：左図はGoogle マップ、右図は東松島市「津波被災マップ」にそれぞれ加筆した。

中下集落、新町集落の 2010 年における農地の属地面積はそれぞれ 77ha, 24ha (合計 101ha), 田面積は 68ha, 20ha (合計 88ha) である。また総農家戸数はそれぞれ 26 戸, 16 戸 (合計 42 戸), 土地持ち非農家は 13 戸, 25 戸 (合計 38 戸) であった。2 集落合計の経営耕地面積は 105ha (総農家 40ha, 農家以外の農業事業体 65ha) であった<sup>(5)</sup>。

中下集落では、かつて農家約 40 戸が個別に水稻作を行っていたが、各々が農業機械を揃えていては機械化貧乏になるので、高額なコンバインや乾燥機は共同で保有し、集落を 1 つの農場と見立て水稻の収穫作業を行おうとした。農家の意向をアンケート等で確認した結果、14 名が賛同し、1991 年に構造改善モデル事業を活用して 30ha 規模のライスセンターを導入し、水稻の収穫作業を行う中下農業生産組合を設立した。組合員は、水稻作に時間をかけたくない施設園芸（主に花き）主体の農家と兼業農家とが半々程度であった。今後の組織運営を考えると、共同作業の範囲を拡大することが望ましいが、組合員の考え方方が様々であったため、「水稻の収穫作業を共同で行う」ことを核としつつ、①収穫のみの共同、②収穫+田植の共同、③共同での水稻一貫作業の 3 つにグループを分け、段階を踏んでまとめていくこととした。こうした組織化の段取りを進めたのが当時 JA 職員だった A 氏である。A 氏は 1992 年 3 月に 35 歳で JA を退職して同組織の中心となって農業に取り組んだ。

それより以前、1985 年頃からほ場整備に向けた意向調査が行われたが、賛同率が低く二度挫折した後、前述の中下農業生産組合が設立された 1991 年に約 7 割の同意を得て、10a 区画の農地を 50a 区画を中心とする県営ほ場整備事業（担い手育成型）（受益面積 172ha）が 1993 年から開始された。そして、ほ場整備完了後の 1999 年 6 月には、新町集落も合わせた 81 戸の農家による農用地利用改善団体の中下・新町地区アグリセンターを立ち上げ、農地の集積・流動化に取り組んだ。

## ② 法人設立の経緯と震災前の経営状況

中下農業生産組合は任意組織で、農地の利用権設定ができないため農地集積が難しいことや、品目横断的経営安定対策（以後、「水田経営所得安定対策」）が示すように国の政策が法人化を推進する方針であることから、A 氏は組合員を説得して、14 名が出資する（有）アグリードなるせを 2006 年 2 月に立ち上げた。中下農業生産組合長が代表取締役に、A 氏は取締役に就任した。農業だけでなく、地域を元気にするための様々な活動に取り組むことも A 氏は考えていたため、農事組合法人ではなく有限会社として設立した<sup>(6)</sup>。

（有）アグリードなるせは役員 4 人で水田の全作業を行うこととし、役員以外の構成員（出資者）は繁忙期に手伝う程度で、基本的に水稻の作業から離れることとなった。法人化した 2006 年は、構成員の所有地 28ha と借地 11ha の計 39ha で、水稻 25ha、大豆 9ha、麦 5ha を作付けた。そして 10 年後には 100ha の経営規模にすることを目標に徐々に面積を拡大し、被災直前の 2010 年には 53ha の規模にまで成長していた。

### ③ 被害の状況

東日本大震災の津波で、沿岸部に位置する新町集落の被災は特に大きく、41戸あった農地所有者はすべて被災し、2/3は仮設住宅に入り、残りはアパートへの入居や遠くへ移転した。

(有)アグリードなるせでは、ハウス1棟が倒壊流失、ハウス内の野菜移植機も被災し、経営する水田の2/3が約2週間浸水したほか、地盤沈下により満潮時に海水が流入するほ場もあった。一方で、農業機械のほとんどは高台に移動させたこと等により津波の被害を逃れることができた。

### ④ 震災以降の経営状況

被災した農地のうちガレキ処理ができず耕作できない場所もあったが、33haは浸水しただけであったことから、農機具メーカーの技術的協力を得て無代かき縦浸透方式で(有)アグリードなるせ自らが除塩作業を行い、2011年産は58haの経営地のうち浸水しなかった水田も含めて48haの作付けを行うことができた(第3-11表)。他方、被災により多くの農家が農業継続をあきらめ、(有)アグリードなるせに耕作を依頼したため、農地が一挙に集まった。経営面積は、耕作できない農地を含めて2011年は58haであったが、2012年には81haまで急激に増加した。しかし、これまで資金面も考えて計画的に農業機械等を整備していたため、経営面積の急拡大は予定外であり、その対応に苦労することになった。

そこで農業機械を増強することとした。東日本大震災農業生産対策交付金や東日本大震災復興交付金によるリース、さらに全額自己負担によって、トラクタ4台(95ps×2台、

第3-11表 (有)アグリードなるせの経営概要

	単位	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年(予定)
経営面積	ha	58	81	82	83	100	92
作付内容	水稻	ha	41	42	43	41	33
	うち直播	ha	—	5	6	6	7
作付内容	大豆	ha	7	24	27	27	47
	麦	ha	—	—	24	18	38
作付内容	その他		そば	ばれいしょ、 はくさい、 キャベツ、 そば等	ばれいしょ、 はくさい、 キャベツ、 そば等	ばれいしょ、 はくさい、 キャベツ、 子実とうもろこし等	ばれいしょ、 はくさい、 キャベツ、 子実とうもろこし等
労働力	構成員	人	14	14	14	13	13
	役員	1	4	4	4	5	5
労働力	常時雇用	1	3	5	5	6	10
	パート	1	なし	随時	随時	随時	随時、加工4
特記事項				10月:6次産業化総合事業計画認定		7月:農産物処理加工施設完成	3月:農産物集荷冷蔵保管施設完成

資料：法人への聞き取り調査より作成。

75ps × 1台, 32ps), 田植機 1台(8条), コンバイン 2台(自脱型 6条, 汎用), ラジコンヘリ, 大豆乾燥調製施設等を導入した(第3-12表)。こうして農業機械に関しては, トラクタが震災前の4台(50ps, うち3台は組合員からの賃借)から震災後は7台(95ps × 2台, 75ps, 50ps × 3台, 32ps)へ, 田植機は8条1台から8条2台へ, コンバインは3台(汎用, 自脱型 6条, 4条)から5台(汎用2台, 自脱型 6条 × 2台, 4条)になり, ラジコンヘリも導入された。

第3-12表 (有) アグリードなるせが保有する主要農業機械

	被災前		2016年6月現在
トラクタ	4台	→	7台
		→	×(水没)
	50ps(構成員所有)	→	50ps(継続利用)
		→	50ps(継続利用)
		新	95ps(東日本大震災農業生産対策交付金)
		新	95ps(全額自己負担)
		新	75ps(東日本大震災農業生産対策交付金)
	50ps	→	50ps
		新	32ps(東日本大震災復興交付金)
田植機	1台	→	2台
	8条	→	8条
		新	8条(東日本大震災農業生産対策交付金)
コンバイン	3台	→	5台
	自脱型6条	→	自脱型6条
		新	自脱型6条(東日本大震災農業生産対策交付金)
	自脱型4条 汎用型	→	自脱型4条
		→	汎用型
		新	汎用型
ラジコンヘリ		新	1台(東日本大震災農業生産対策交付金)

資料: 法人への聞き取り調査より作成.

こうした機械増強があってその後も経営面積は増加し, 2015年には100haとなつた。この経営面積に作業受託も含めると, 中下, 新町両集落の農家の農地のほとんどを集積しており, 大区画ほ場中心であるため点在している農地もない。登記簿上は約560筆, ほ場の平均規模は50aとなっているが, 実際には畦畔を取り払ってさらに大区画としているため, 作業面での負担は大きく軽減されている。なお, ほ場整備費や水利費(14,000円/10a)の土地改良区の賦課金は(有)アグリードなるせが支払っている。

2015年の作付内容(前掲第3-11表)は, 水稲33ha, 麦38ha(うち小麦17ha), 大豆47ha, 野菜等7haで, 延べ作付面積は125haである。2015年の水稻面積が前年の41haから減少しているのは, ブロックローテーションにより経営田の多くが転作地となった一時的なものであり, 2016年の水稻作付面積は38haへ増加している。今後も水稻は経営面積の1/3程度と考えている。

水稻の直播栽培は, 規模拡大に伴って育苗ハウスが不足することや, 作業の効率化を図

るため、被災前から取り組まれており、2016年で11年目となる。水稻作付面積38haのうち、乾田、湛水を半分ずつ合計8haの直播栽培を行っている。直播は育苗施設を使用せず、水やりが不要なこと等で、コストの削減につながっている。また、宮城県の原種苗センターから委託された種子大豆や、自給率向上のため子実とうもろこしの栽培にも取り組んでいる。

従業員がいる法人経営にとって周年就労の実現が重要であり、そのための仕事として、新たな作目の導入や農産物加工に取り組んでいる。土地利用型の作物は夏場と1月～3月中旬に農閑期が生じることから、年間を通して効率的な労働力配分を行うため、施設でのミニトマトのほか、キャベツ、はくさい等の野菜を栽培している。キャベツは加工・業務用としてJAへ、はくさいも漬物用として加工業者に出荷している。また、菓子メーカーとの契約でばれいしょを栽培している。

2013年10月には6次産業化総合事業計画の農林水産大臣認定を受け、麦等の加工、直売の取組を進めている。強い農業づくり交付金等を活用した農産物処理加工施設「NOBICO」が2015年7月に完成し、精米、製粉、菓子（バウムクーヘン）の製造・販売等を行っており、将来的には自社で生産した農産物の1/2程度は最終製品にまで加工したいと考えている（第3-6図、第3-7図）。



第3-6図 農産物加工処理施設（2015年撮影）



第3-7図 自社生産の小麦粉（2015年撮影）

さらに直売については、航空自衛隊松島基地の近くの国道沿いに2016年4月にオープンした直売施設で、バウムクーヘン、米などを販売するとともに、直売施設内のパン屋に自社産の小麦粉を出荷している。2016年3月には、宮城県の補助事業により農産物集荷冷蔵保管施設も完成し、より戦略的な作物生産に取り組むこととしている。

農業労働力は、2015年12月現在、取締役5名、従業員10名、パート（随時）である。農業関係の従業員は、認定農業者2名、地域の被災者2名、研修生から従業員となった1名とその他1名の計6名であり、60歳代の1名を除いて30歳代が多く、平均年齢は34.7歳である。田植等の農繁期には、構成員のうち施設園芸農家の5～6名も手伝いに来て

いる。また、2015年7月に開始した加工部門は、従業員4名、パート5名で、販売は年末年始を除き無休で対応している。さらに、2016年4月からは知的障がい者も1名雇用している。なお、会社の資本金は2015年2月に増資して880万円である。

## ⑤ 集落の変化

(有)アグリードなるせは中下集落の地域組織の再編成を行っている。従来からの中下行政区、中下地区センター、中下地区営農組合、JA支部などをまとめた「のびる多面的機能自治会」(以下、「自治会」)を2014年4月に発足させた。この自治会の発足により、それまで地域の各種団体の役員数が合計で72もあったものを統合して19にまで減らすとともに、いくつもの団体の役員に就いて、仕事が過重となっていた区長の負担も軽減した。この再編成により土地改良区、農業共済、JA等、農業関係組織の下部組織がすべて同自治会に含まれ、役員は会長1名、副会長2名、事務局長1名の体制とし、それぞれの担当する役割を明確化し、関連した業務をしやすくした。さらに市等からの交付金を元に支払っていた役員への報酬を、単に役職に対するものから実際の活動に応じた支払いに変更した。

この再編成は、多目的機能支払交付金の受け皿となることも想定しており、名称も「多面的機能自治会」として、非農家も一緒に取り組んでいくようにまとめたもので、会長は非農家から選出し、副会長2名を(有)アグリードなるせの社長A氏と副社長が受けている。自治会の名称を集落名の「中下」でなく「のびる(野蒜)」という広い旧村の範囲を指すものにしたのは、被災して中下集落を離れて居住する人も会員になれるようするためである。また、趣旨に賛同する地区外の人も地域づくりに参加できるようにしておらず、現在、C.W.ニコル・アファンの森財団、ホースセラピー事業等を行う一般社団法人美馬守JAPAN、児童養護施設支援の会等も会員となっている。水路の草刈り作業は、従来から自治会の活動として農家・非農家にかかわらず中下集落の住民がほとんど参加して行われている。この背景には、中下集落では、ため池は防火用水に、農業排水路は合併浄化槽の排水路にも使用されており、水路が農業利用に限定したものではないということを広く住民に理解されているからである。

さらに、近隣にあった高齢者福祉施設が被災したため、(有)アグリードなるせが51%を出資して、デイサービス事業所を2013年7月に開所し、(有)アグリードなるせ社長A氏がデイサービス事業所の取締役となった。デイサービス事業は収益の見込める事業ではないが、(有)アグリードなるせに農地を貸し付けている人は優先的にデイサービスを受けられるルールにして、震災により遠くへ移転した人に地元へ足を運んでもらうことを目的に始めたものである。加えて、(有)アグリードなるせが生産した農産物を給食調理の食材として供給し施設利用者に食べてもらったり、施設利用者の農作業体験の場を提供している。

## ⑥ 今後の見通しと課題

今後、野蒜地域全体の農地約 280ha のうち、(有)アグリードなるせが 100ha 程度を営農することを見込んでいる。A 氏は面積拡大に対するこだわりはなく、農地集積の範囲は、地域の歴史や文化による結びつき等により適切な範囲が決まつくると考えている。中下と新町の集落は同じ旧藩政村で神社や祭りが一体となっているなど昔から繋がりがある地域である。また、ほ場整備の際に換地を行つて、他集落との出入り作がほとんどないことから、両集落内の農地が今後とも集積されるとみられる。

農法上の課題として、二年三作でも地力の低下が生じ、周辺の地域でも麦や大豆の収量が落ちてきている。今後は緑肥として牧草を植え付ける等、土づくりをすることが必要と考えている。そのため(有)アグリードなるせでは、土づくりと自給率向上を考えて、2015 年から子実とうもろこしを栽培し飼料生産を行うとともに、実を取った残りを農地に還元する取組を行つていている。

中下・新町集落外に住むようになった地権者にも自治会から水路の草刈り作業の案内を出しているが、彼らの参加率は 2 割に届いていない。集落外に転出した地権者が地域資源管理にどう関与してもらうかは課題である。A 氏は、地域として農業だけを考えいくと行き詰まってしまうため、産業横断的な発想が重要と考えている。奥松島という観光地としての立地も活かし、農業、観光、医療・福祉や教育をコラボレーションさせていくことを検討している。

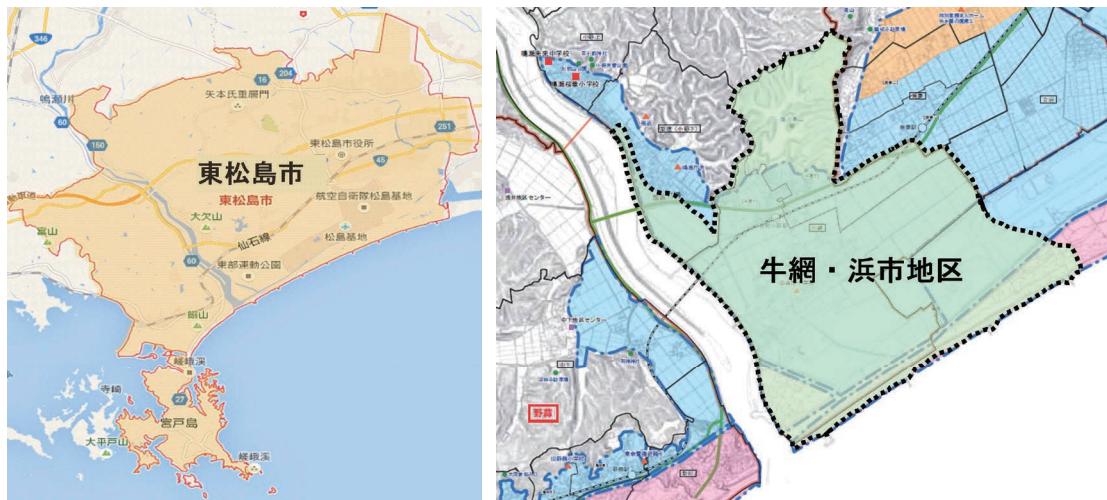
(畠 幸司)

## ii ) 株式会社サンエイト

### ① 震災前の営農の状況と法人の設立

旧村の旧小野村（小野地域）の沿岸部にあって、鳴瀬川・吉田川の東側に位置する牛網・浜市地区に、株式会社サンエイト（以下、「(株)サンエイト」）が立地する（第 3-8 図）。同地区の東部が牛網地区、西部が浜市地区で、それぞれが旧藩政村であり、牛網地区は 2 集落（往還、平岡）、浜市地区は 1 集落（センサス集落では、浜市上、浜市下の 2 集落）で構成される。2010 年における地区内農地の属地面積は牛網 114ha、浜市 61ha（合計 175ha）、田は 98ha、39ha（合計 137ha）で、総農家数は 53 戸、28 戸（合計 81 戸）、土地持ち非農家は 60 戸、33 戸（合計 93 戸）と、牛網地区が浜市地区の 2 倍程度である。しかし農家の経営耕地面積は牛網 55ha、浜市 17ha と大きな開きがあり、さらに牛網地区には農家以外の農業事業体（(株)サンエイトのこと）の経営耕地も 67ha あって、両地区的農地の多くは牛網地区の農業者に集積されていた。

1991 年に 8 名で牛網・浜市地区水稻生産組合を立ち上げ、経営面積は 40ha であった。その後、普及センターから法人化の助言があり、2007 年 3 月に同組合の 8 名が構成員となり、1 人 100 万円を出資し資本金 800 万円で（株）サンエイトを設立した。このとき



第3-8図 牛網・浜市地区の位置

資料：左図は Google マップ、右図は東松島市「津波避難マップ」にそれぞれ加筆した。

経営面積は 50ha に拡大した。主な作目は水稻と転作大豆で、震災前の作付けは水稻 50ha、大豆 30ha で、地元の酒造メーカーと酒米の契約栽培を 6ha 行っていた。

## ② 被害の状況

大震災の津波により地区内の農地も住居も大きな被害を受けた。被災前は地区全体で約 200 戸の住居があったが、すべての家が浸水した。地区の住民は 5 箇所の仮設住宅に入居し、地区内に残った世帯は 2 割にも満たなかった。(株) サンエイトの構成員 8 名のうち 3 名は元の家をリフォームして住むことになったが、5 名は他地区の仮設住宅等に移転した。地区内の農地は津波によりすべて浸水し、(株) サンエイトの機械もほとんどが水没したが、整備に出していた田植機 2 台だけは難を免れた。

## ③ 震災以降の経営状況

震災直後に構成員全員で話し合いを行ったが、津波により農業機械・施設だけでなく住宅も流される中で、この際会社を解散しようと言う話も出た。しかし、2011 年に復興組合を立ちあげ、ガレキ処理や除塩作業を行う中で、被災農家から農地を預けたいという意向が多く寄せられたことから、法人の営農を継続することとなった。

(株) サンエイトの保有する主要農業機械を第 3-13 表に示す。被災しなかった田植機に加えて、水に浸かった農業機械を修理するとともに、東日本大震災農業生産交付金等を利用し、トラクタ 2 台 (75ps)，田植機 1 台 (8 条)，コンバイン 1 台 (自脱型 6 条)，ラジコンヘリ 1 台を導入して、2012 年は 97ha を作付けた (第 3-14 表)。2013 年は、水稻 84ha、大豆 12ha、枝豆 2ha を、2014 年は、水稻 77ha、大豆 20ha、枝豆 2ha、2015 年は水稻 63ha、大豆 45ha、枝豆 2ha を作付けた。また、被災前から地元の酒造メーカーと契約栽培で酒米を生産してきたが、現在も継続しており、2016 年は 9ha の契約である。

第3-13表 (株) サンエイトが保有する主要農業機械

	被災前		2016年6月現在
トラクタ	2台	→	4台
	55ps	→	× (水没)
	45ps	→	45ps (継続利用)
	新		55ps (全額自己負担)
	新		75ps (東日本大震災農業生産対策交付金)
	新		75ps (東日本大震災農業生産対策交付金)
田植機	2台	→	3台
	8条	→	8条 (継続利用)
	8条	→	8条 (継続利用)
	新		8条 (東日本大震災復興交付金)
コンバイン	3台	→	3台
	自脱型6条	→	× (水没)
	自脱型6条	→	自脱型6条 (自己負担で修理)
	大豆専用	→	自脱型6条 (東日本大震災農業生産対策交付金)
ラジコンヘリ	1台	→	× (水没)
		新	1台 (東日本大震災農業生産対策交付金)

資料：法人への聞き取り調査より作成。

第3-14表 (株) サンエイトの経営概要

	単位	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年 (予定)
経営面積	ha	104	98	100	110	110
作付内容	水稻	ha	97	84	77	63
	うち直播	ha	5	20	9	21
	大豆	ha	-	12	20	45
	枝豆	ha	-	2	2	10
	イチゴ(ハウス)	a	-	20	30	30
労働力	構成員	人	8	8	8	8
	役員	人	8	8	8	7
	常時雇用	人	1	1	2	3
	パート	人	約10	約10	約10	約10

資料：法人への聞き取り調査より作成。

2013 年には、50a 区画の田の一部の畦畔をとって大区画化した。また、水稻作付面積の拡大に伴い、育苗場所が不足してきたため、直播栽培を実施しており、2015 年は 21ha まで拡大した。ただし、ほ場は海岸に近く、海風で風下に土が寄せられるため、均平作業にはレーザーレベラーによる精度の高い作業が求められる。

法人経営において従事者が周年で就労できるようにするために、土地利用型農業だけでは限界があるため、新規作目の導入が必要と考えていたところ、市から集団移転跡地を

を利用してイチゴの栽培を始めてはどうかとの助言があり、イチゴを導入した。震災前には園芸をやっていなかったのでイチゴ栽培用施設の建設は震災の復旧助成の対象にはならず、政策金融公庫から5,000万円の融資を受け（30年間無利子、毎年500万円返済）、40aの土地を借りて2013年にハウスを完成させた。品種は県推奨の「もういっこ」で、作付面積は2013年が20a、2014年が40a、2015年が30aである。

構成員は1991年の任意組合設立当時と同じメンバー8人で、40歳代3名、60歳代3名、70歳代2名であり、そのうち常勤役員は4名である。さらに2012年、2014年に従業員を各1名ずつ雇用している。いずれも元JAの職員であり、採用当時50歳代と40歳代である。さらに2015年には、市内の農家の後継者（30歳代）を新たに雇用し、2016年4月にもう1人（40歳代）を雇用した。また、イチゴ栽培では地元の女性を中心にパートを10名程度雇っている。彼ら従業員やパートの人たちは仮設住宅から通っていたが、現在では新しい住宅に移り、仮設住宅から通う人はいない。

規模拡大に伴い畦畔の草刈りが課題となっている。構成員のほかに、元農家の高齢者で年金暮らしの人たちをアルバイトとして雇って対応しているが、100haの畦畔の雑草を一回刈るのに10人で10日間かかり、それを年間3回行う必要があり、大きな負担となっている。

共用部分である農道等の草刈りは、地権者が年3回の草刈りに出役（時給900円）することを、農地の利用権設定する際に条件として出している。しかし、実際に出役するのは1/3の地権者で、残りの2/3の地権者は出役せずに3,000円/回の出不足金を支払っていた。こうした中で、2014年度から多面的機能支払いが始まったこともあり、2014年6月に被災農家を中心に110名が参加する「牛網・浜市地区地域資源保全会」が設立された。共用部分の作業はこの保全会がすることになり、作業には70～80名が参加するようになっている。ただし、地域外の仮設住宅等に住んでいる人は、1回目は出てくるが、暑い時期の2回目以降の作業には出てこない人が多い。今後、住居の移転等に伴い、どの程度の人が作業に参加するのか見通せない状況にある。

#### ④ 今後の見通しと課題

（株）サンエイトの代表取締役B氏は、人を雇わないで構成員だけで経営できるのが理想的で、その経営規模は大型自脱型コンバイン1台で作業できる50ha程度と考えており、現状以上にあまり面積を増やしたくない意向がある。規模拡大の問題点として、面積の拡大により常時雇用者が増加し人件費が増大すること、そして、畦畔草刈りが大変になることをあげている。しかし、現在の状況を見ると、2017年に地区内の水田20haが復田される予定があり、そのうち10haは（株）サンエイトが震災前から借りている土地なので、少なくともこの面積分については規模拡大することが予想される。

また、今後の地域農業については、地区内に認定農業者が4戸（10ha規模1戸、3～4ha規模3戸）おり、B氏は、（株）サンエイトと彼ら4戸の個別農家で担っていくことにな

ると見ている。しかし、今後、高齢化などにより彼ら個別農家が耕作できなくなると、彼らが（株）サンエイトへの農地貸付を希望する可能性がある。仮に、それら4戸の担い手が高齢化等により規模縮小に向かい、（株）サンエイトがその分を受けられないとすると、地区内の農業のあり方を見直さなければならなくなる。復興によって構築されつつある現時点の農業構造は大規模法人と数戸の個別農家が担う構造となっているが、それは必ずしも安定的ではなく、将来的には個別農家の高齢化によりさらに構造が変化することが予想される。

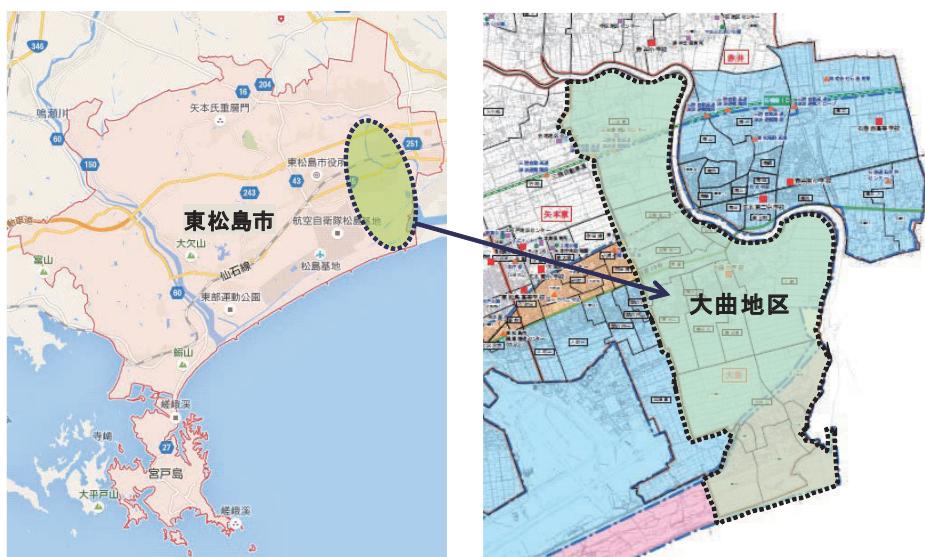
（石原 清史）

### 3) 新たに設立された法人

#### i) 株式会社ぱるファーム大曲

##### ① 震災前の状況

旧村の旧矢本町（矢本地域）の大曲地区は、旧藩政村の大曲村で、7つの農業集落があるが、そのうち2集落は市街地にある漁村集落である（第3-9図）。2010年における大曲地区の農地の属地面積は272ha、うち田は243haであり、総農家戸数は140戸であった。



第3-9図 大曲地区の位置

資料：左図はGoogleマップ、右図は東松島市「津波避難マップ」にそれぞれ加筆した。

大曲地区では、ブロックローテーションが行われ、集団転作の受託組織が集落を単位として3組織あったが<sup>(7)</sup>、大区画ほ場整備事業の計画に加えて、水田経営所得安定対策を契機に2007年にそれら3組織が合併して地区で1つの転作受託組織である大曲生産組合を設立した。構成員は専業農家14戸（水田+施設園芸農家8戸、水田+畑作農家6戸）で

あり、35～40haの転作大豆の作業を行っていた。同組織は水田経営所得安定対策に対応して設立されたものであるため、将来は組織を法人化し、地域農業の担い手になるものとして位置付けられていた。

## ② 被災の状況

震災前の2009年に採択されたほ場整備事業（漁村集落の2集落は工区外）は、ほ場を10a区画から1ha区画にするものであったが、第1期工事で完成した12haの引き渡し直前に津波に襲われた。沿岸部に位置する大曲地区は、この津波により地区全域が被害を受け、9割の農家の農業機械と施設が流失した。震災による地区の被害額は13億8千万円に及んだ。

## ③ 法人設立の経緯

震災後、東日本大震災復興交付金ではほ場整備が実施されることになった。事業は被害が甚大であった漁村集落を含めて実施されることとなり、大曲地区の大区画ほ場は130ha弱が計画された。こうした中で、大曲生産組合の構成員14名で数回の話し合いを行い、賛同した4名ではほ場整備農地を対象とする農業生産法人・株式会社「ぱるファーム大曲」（以下、「株」ぱるファーム大曲）を資本金1,000万円で2012年12月に設立した。

設立当初の構成員4名の年齢構成は40歳代が2名、60歳代が2名で、全員が役員である。その後、2015年3月に代表取締役が退任したので、現在の構成員は3名である<sup>(8)</sup>。他方、大曲生産組合の構成員14戸のうち、（株）ぱるファーム大曲に参加しなかった農家10戸については、10haを経営していた大規模農家の2戸と施設園芸の1戸は個別で営農を継続するが、他の多くは農業をリタイアし農地を（株）ぱるファーム大曲に貸し付けることとなった。

## ④ 設立から現在までの経営の経過

東日本大震災復興交付金によって市からリースを受けた機械施設は、トラクタ3台（95ps×2台、75ps）、田植機2台（8条）、コンバイン2台（自脱型6条）、管理機1台、乾燥調製施設等である。なお汎用コンバインは大曲生産組合のものを修理して利用している。

（株）ぱるファーム大曲の経営田面積は、法人を設立した2013年の28haから2016年には112haへと急激に拡大し、法人は一挙に100haを超える大規模経営となった（第3-15表）。2016年の作付内容は、水稻が86ha、牧草（イタリアン）が26ha、大豆が26ha、大麦が10haである。

水稻は当初、移植栽培のみであったが、乾田直播を導入し、その面積は2014年が1ha、2015年が6ha、2016年が8haへと拡大している。法人は水稻作付規模が育苗施設の想定規模75haを超えることを見越して、計画的に直播栽培の技術を蓄積し拡大してきたの

第3-15表 (株) ぱるファーム大曲の経営概要

	単位	2013年	2014年	2015年	2016年 (予定)
経営面積	ha	28	49	84	144
水稻	ha	28	39	61	86
うち直播(乾田)	ha	—	1	6	8
飼料用米	ha	—	—	17	—
大豆	ha	—	10	23	26
牧草(イタリアン)	ha	—	—	—	26
大麦	ha	—	—	—	10
長ネギ(露地)	a	—	45	20	40
ほうれんそう(ハウス)	a	—	30	30	40
ミニトマト(ハウス)	a	—	—	50	50
構成員	名	4	4	4	3
役員	名	4	4	4	3
常時雇用	名	1	2	3	5
パート	名	—	7	15	15

資料：法人への聞き取り調査より作成。

であり、実際に 2016 年には水稻作付規模が施設の想定規模を上回っている。

転作は主に大豆であるが、海岸に近い低地の農地では地盤沈下による塩害の問題があるため、大豆作付地は高地にあるほ場に限定して、水稻と輪作している。今後は、転作の輪作体系について 2 つの方法を検討している。第 1 の輪作体系は、従来から見られる水稻→大麦→大豆という水稻と転作との 2 年 3 作体系である。第 2 の輪作体系は、飼料用米として水稻を作付けし、その後、牧草→大豆という転作のみの 2 年 3 作体系である。2016 年は市内の畜産農家と耕畜連携を行い、大豆の播種予定の田に、牧草(イタリアングラス)の種を 3 月に播いた。収穫は 6 月に 1 回のみ行うだけで、作業は畜産農家が行う。この体系での課題は、牧草の収穫作業を畜産農家が行うことから、畜産農家の作業に遅れが生じると、その後の大豆播種作業まで遅れることが懸念される点である。

なお、2015 年に 17ha の作付けがあった飼料用米が、2016 年に作付けされてないのは、東松島市全体として大豆の作付けが多く、転作が過剰となる一方で、主食用米が不足することから、2016 年については飼料用米を止めて主食用米を作付けしたことによるものである。

さらに野菜生産を行い、露地で長ネギを 40a、施設でほうれんそうを 40a、ミニトマトを 50a を栽培している。施設栽培のほうれんそうは育苗ハウスの後作である。ミニトマトはビニールハウスで、6 月に定植し、8 月から翌年の 1 月まで収穫を行う(第 3-10 図)。作業は、代表取締役と従業員の 2 名(ともに 30 歳代)に加えて、主に収穫作業でパートを 14 ~ 15 名雇用している。冬季はこうしたミニトマトの作業に加えて、大豆の乾燥調製作業を行うことで、従業員の周年就業の場を確保している<sup>(9)</sup>。

法人経営の規模拡大とともに雇用従業員が増加している。2016 年 6 月の農業労働力は、役員 3 名と雇用従業員 5 名(50 歳代、40 歳代、30 歳代、20 歳代)ですべて男性である。50



第3-10図 ミニトマトの栽培施設と栽培状況（2015年撮影）

歳代の従業員は、大曲生産組合の構成員で、法人設立当初から雇用している。20歳代の従業員は地元の人で、2014年9月から雇用している。30歳代の従業員は、代表者取締役が2015年3月に退任したこともあり、労働力の不足を補うために雇用している。さらに、2016年4月から新たに30歳代と40歳代の従業員を雇用している。

2016年の地代は12,000円/10aである。水田112haのうち、58haが農地中間管理機構を通じて貸借し、残りの54haが利用権設定と特定作業受託である。水利費は14,000円/10aである。北部の北上川から用水をポンプアップする必要があるため、他地区と比較して水利費は高めである。そこで水利費負担を減らすために、農地中間管理機構を通じた貸借で得られる地域集積協力金を土地改良区費に充当することが計画されている。

##### ⑤ 今後の見通しと課題

総収入は2015年度で約1.1億円であり、その農産物等の売上が6割、経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金等の交付金収入が4割である。当面の目標とする総収入は1.4億円としている。

今後、部門ごとに担当者を置いて専門性を高めることが重要であると考えている。1つはミニトマトは導入したばかりであることから、この部門の生産技術を高めて、採算性を向上させることが課題であると考えている。もう1つは、水稻作付面積の拡大に伴って、単収が減少する傾向にあるため、エリアごとに管理作業の担当者を決めて、稠密な栽培管理を行っていく考えである。

なお、2014年に田を1.5ha購入（農地価格は60万円/10a）している。（株）ぱるファーム大曲には購入希望がなかったが、他地区的生産者が購入して入作されると、将来、経営拡大の制約要因になりかねないことが懸念されたためである。しかし、これによる資金的な負担は小さくない。今後、農地が復旧するに従って、農地貸付だけでなく農地の売却希望農家が多数出現することが懸念されている。

（平林 光幸）

## ii) 株式会社めぐいーと

### ① 震災前の状況

株式会社めぐいーと（以下、「(株)めぐいーと」）が立地する旧矢本町（矢本地域）の矢本地区は、藩政村の旧矢本村であり、後述の立沼集落を含む11の農業集落がある。その矢本地区東部の東矢本には市街地があり、西部の西矢本には水田地帯がある。第3-11図の緑色の部分は東矢本の水田地帯を含む矢本地区である。矢本地区全体（立沼集落を含む）の2010年における農地の属地面積は413ha、総農家戸数は245戸であった。前掲第3-1表に示したように矢本地域の農家の30%が自給的農家、55%が3ha未満の販売農家で、被災前はほとんどの農家が小規模の兼業農家であり、専業農家は水稻作とネギ等を生産する複合経営が多かった。



第3-11図 矢本地区および立沼集落の位置

資料：左図はGoogleマップ、右図は東松島市「津波避難マップ」にそれぞれ加筆した。

生産組織として水稻作では農家5～6戸でミニライスセンター（20ha規模程度）を運営する水稻受託組織が複数あり、転作では西矢本地区全体を対象とした大豆の生産組織が2000年頃に設立されており、この組織がブロックローテーションで転作作業を行っていた。

(株)めぐいーとの社長は専業農家で、経営田面積が13ha（うち自作地3.5ha）に、ハウスでミニトマトを20a生産し、生産物はすべてJAに出荷していた。また集落の農家5戸で稲作機械を所有し、田植と稲刈りを共同作業（20～30ha）していた。

### ② 被災の状況

矢本地区には、南部と北部のほぼ中心を分けるように国道45号線が東西に横断しており、この国道の南側を中心に津波による被害を大きく受けた。津波によって農地316ha

と排水機場等が被害を受けるとともに、多くの農家の農業機械・施設が流失した。そのため南部では多くの農家が離農したが、被害の少なかった北部では、40～50戸の稻作農家が営農を継続している。

### ③ 法人の設立経緯

2012年夏頃に市から今後の農業に関して東日本大震災復興交付金による大区画整備の実施と法人設立についての説明があり、それを踏まえて地区内の農家で話し合いが行われた。その結果、多くの農家が農業機械を失ったため、新たな組織を作つて市から農業機械のリースを受けて営農しようとの結論に達し、2013年11月に矢本地区全体を対象とする（株）めぐいーが設立される。資本金は800万円である。なお、後述するように、矢本地区内の立沼集落では集落独自で新たな法人が別に設立されている。

### ④ 設立から現在の経営状況

（株）めぐいーとの経営概要を第3-16表に示す。構成員は6名（出資額は120～150万円/名）で全員が役員として同法人の仕事に従事している。役員は30歳代が1名、50歳代が2名、60歳代が2名、70歳代が1名である。また、法人を設立した2014年以降、地元の被災者らを従業員として雇用し、現在6名である。従業員の年齢構成は20歳代が1名、30歳代が1名、40歳代が1名、60歳代が2名である。さらに田植の最盛期にはパートも17名程度雇用している。

（株）めぐいーとの機械・施設は東日本大震災復興交付金による市からのリースである。150ha規模を想定して装備したものは、トラクタが4台（95ps, 75ps, 50ps, 28ps）、

第3-16表 （株）めぐいーとの経営概要

	単位	2014年	2015年	2016年 (予定)
経営面積	ha	53	129	144
水稲	ha	52	81	97
うち直播(乾田)	ha	—	5	30
飼料用米	ha	—	18	—
大豆	ha	—	46	34
大麦	ha	—	—	9
長ネギ	a	50	70	240
イタリア野菜	a	20	30	50
ミニトマト(ハウス)	a	30	90	90
葉物野菜(ハウス)	a	—	30	30
構成員	人	6	6	6
役員	人	6	6	6
常時雇用	人	2	5	6
パート	人	—	17	17

資料：法人への聞き取り調査より作成。



第3-12図 乾燥調製施設（2015年撮影）

田植機が 5 台（8条 4 台，6条 1 台），自脱型コンバインが 3 台（6条 2 台，5条 1 台），汎用コンバインが 2 台，ラジコンヘリが 1 台である。それに乾燥調製施設等を 2015 年秋に整備した（第 3-12 図）。

2014 年から営農を開始し，法人の経営面積は，2014 年の 53ha から 2016 年の 144ha へと 3 年間で大きく拡大している（前掲第 3-16 表）。2016 年の作付内容は水稻が 97ha，大豆が 34ha，大麦が 9ha である。水稻はひとめぼれが 56ha，ササニシキが 30ha，ヒメノモチが 5ha，つや姫が 6ha である。水稻の一部には乾田直播を 2015 年から実施しており，その年の直播面積は 5ha であったが，2016 年には 30ha にまで拡大している。転作として大豆と大麦を作付けし，このうち大麦は，ほ場整備工事が夏に行われることから，工事開始前に収穫できるものとして作付けしたものである。なお，2015 年に飼料用米を作付けしたが，2016 年に作付けがないのは，前述した（株）ばるファーム大曲と同様に市全体で過剰転作のため，主食用米を作付けしたからである。以上の作物生産以外にもラジコンヘリでの防除作業を 340ha 受託している。

（株）めぐいーとでは野菜生産にも熱心であり，露地野菜として長ねぎを 240a，イタリア野菜を 50a，施設野菜としてミニトマトを 90a（専用ハウス 30a + 育苗ハウス 60a × 2 棟），葉物野菜を 30a（育苗ハウス 30a）栽培している。イタリア野菜を栽培する契機は，イタリア野菜の種子を扱う種苗会社と知り合いになったことであり，ロマネスク，カリフローレ，ステッキオ，トレビス，リーキを生産し，ミニトマトについても特徴あるものを生産したいとの意向から 7 品種を生産している。こうして生産された野菜は JA と市内の直売所に出荷している。葉物野菜は小松菜やほうれんそうを栽培している。

露地野菜の畠のうち，従来からの畠が 40a，ほ場整備地の換地前の一時利用地の畠が 20a ある。残りの 40a は，防災集団移転事業による宅地跡地を市から無償で 10 年間借りているものであり，2016 年までに 120a を借りる計画である。しかし，宅地跡地の畠は暗渠工事がされていないため，法人自らが工事する必要がある。

現在の経営田面積のうち，農地中間管理機構を通じた借地が 6 割，農業委員会等を通じた借地が 1 割，特定作業受託による実質的な借地が 3 割である。地代は 1ha 区画のほ

場が 12,000 円/10a, それ以外のほ場が 1 万円/10a, 水利費は 13,000 円/10a である。

### ⑤ 課題と今後の見通し

ほ場整備後の換地では、(株) めぐいーとから見れば、耕作するほ場を 1 力所にまとめた方が作業効率は高まる。しかし、営農希望の個別農家は自宅付近のほ場での耕作を希望するため、それら個別農家の意向を優先して換地すると、(株) めぐいーとの耕作地は 1 力所にまとめなくなる。しかも、新たなほ場は 1ha 区画で整備しており、経営面積が 1ha に満たない小規模農家が自作を希望する場合、同農家の割り付けられたほ場の余りが(株) めぐいーとの耕作地として換地される。すなわち、(株) めぐいーとは、小規模農家との組田を余儀なくされ、(株) めぐいーとには細分化されたほ場が多数割り当てられることになる。現在の一時利用では、農地の利用調整を耕作者間で実施し、11 力所あった組田が 2 力所まで減少したが、今後の本換地ではどのようになるのかは不明である。

また(株) めぐいーとは、地区内の農家からの貸付要請に対応して整備ほ場以外の未整備ほ場 40ha も借地し耕作している。整備ほ場での畦畔の草刈りはモアで作業できるが、未整備ほ場ではモアを利用できず、草刈り機で作業するため、未整備田を中心に 22ha の草刈り作業を地権者 8 名に委託して、7,000 円/10a を支払っている。

今後は、入り作農家や近隣地区での小規模高齢農家の離農が増加するのに伴って農地の流動化が進むことが予想され、法人はこうした農地を集積し、さらなる規模拡大を進める意向がある。当面の目標として、2018 年までに稻作 100ha、転作 50ha の合計 150ha の集積を目指している。また、法人の経営規模が急激に拡大する中で、各ほ場の作業状況などを把握することや情報共有が困難となりつつあり、グーグルマップと連携した農作業記録アプリ（アグリノート）などを利用している。将来的に GAP の取得などによって法人の知名度向上やブランド化に結びつけていきたいと法人役員は考えている。

(平林 光幸)

### iii) 株式会社パスカファーム立沼

#### ① 震災前の状況

株式会社パスカファーム立沼（以下、「(株) パスカファーム立沼」）が所在する矢本地区内の立沼集落は、前掲第 3-11 図に示したように、西矢本地区の最も海岸近くにある集落である（海岸と集落の間には自衛隊基地がある）。震災前の立沼集落は、総世帯数が 75 戸、JA 正組合員が 44 戸で、集落の農家の田面積は約 50ha であった。また、2010 年における集落の農地の属地面積は 106ha、うち田が 98ha であり、総農家戸数は 37 戸、その経営耕地面積は 58ha であった。集落には稻作機械（トラクタ、田植機、コンバイン）の共同利用組織が 5 組織あり、転作は前述のように矢本地区全体で集団転作を実施し、大豆の生産組織が 2000 年頃から活動していた。(株) パスカファーム立沼の代表取締役 C

氏は経営田面積が 8ha で、集落で最大規模の農家であり、稻作と施設園芸（ミニトマト）の専業農家であった。

## ② 被災の状況

津波によって立沼集落の全農地が被災し、全農家の農業機械が津波による流失等で使用できなくなった。そして被災前の 75 戸の住民のうち 24 戸は立沼集落で居住し続けているが、残りの多くは矢本西小学校の南側（二反走）にある集団移転地等に転居を余儀なくされた。

## ③ 法人の設立経緯

2012 年の夏頃に市から今後の農業に関する説明があった。その年の秋頃に、C 氏は被災前まで専業で農業従事していた 5 戸に呼びかけ、その内 3 戸で法人設立することで合意形成が図られた。結果として、2013 年 12 月に、非農家を含めた 6 名が出資して、株式会社パスカファーム立沼（以下、「(株) パスカファーム立沼」）が設立された（出資金 350 万円）。立沼集落での法人設立に向けた動きは早かったが、市からは法人を西矢本地区で設立して欲しいとの要望が出されたことから、調整に時間を要した。しかし、C 氏は地区全体の田面積は 200ha と大きいこと、余り面識のない者との共同経営では意思の疎通が困難であるとの理由から、集落で法人を設立することにした。なお、集落には営農継続する農家が 4 戸いるが、野菜農家のみで、水田作農家はない。

## ④ 設立から現在までの経営状況

(株) パスカファーム立沼の経営概要を第 3-17 表に示す。構成員 6 名（全員が 50 歳代）は全員が役員となり、そのうち 3 名が法人で農業専従している。残りの 3 名のうち 2

第3-17表 (株) パスカファーム立沼の経営概要

		単位	2014年	2015年	2016年 (予定)
経営面積	ha	3	45	35	
作付内容	水稻	ha	3	32	20
	うち飼料用米	ha	—	7	5
	大豆	ha	—	15	15
	長ネギ	a	70	100	100
	はくさい	a	40	40	40
	ミニトマト(ハウス)	坪	—	1,000	1,000
労働力	構成員	名	6	6	6
	役員	名	6	6	6
	常時雇用	名	—	—	—
	パート	名	—	4	4

資料：法人への聞き取り調査より作成。

名は後継者とともに自営農業に従事し、そのうち 1 名はミニトマト経営、もう 1 名は花き経営である。残りの 1 名は集落内でレストランを経営している。彼ら 3 名は普段自営農業等に従事するが、水稻作の農繁期には法人の農作業を手伝っている。なお、4 名は被災住居をリフォームして居住し、残りの 2 名は車で 5 分の距離にある集団移転地から通勤農業している。

機械施設は東日本大震災復興交付金による市からのリースであり、50ha 規模を想定して整備された。トラクタが 2 台 (75ps)，田植機が 2 台 (8 条)，自脱型コンバインが 2 台 (6 条)，汎用コンバインが 1 台、それ以外に農機具格納庫等がある。

経営面積は 2014 年の 3ha から 2015 年には 45ha にまで拡大し、集落の農家の水田面積がほぼ集積された (2010 年の販売農家の水田面積は 47ha)。2016 年の作付け内容は水稻が 20ha、大豆が 15ha、長ねぎが 100a、はくさいが 40a、ミニトマトがハウス 1,000 坪 (育苗ハウス利用) である。西矢本地区では地区全体で大豆の集団転作とブロック・ローテーションを行っており、(株)パスカファーム立沼が引き受ける大豆の転作面積は 15ha であり、2016 年は法人経営農地に多くの転作大豆が割り当てられたため、経営面積は 35ha に減少している。水稻の一部は飼料用米であり、2015 年が 7ha、2016 年が 5ha である。生産物のほとんどは JA に出荷するが、一部は近所の国道 45 号線沿いにオープンした直売所に出荷している。

地代は、1ha 区画のほ場が 12,000 円/10a、それ以外のほ場は 11,000 円/10a であり、水利費は 13,000 円/10a である。

## ⑤ 課題と今後の見通し

(株) パスカファーム立沼は今後の経営田面積は 50ha を目標として、経営の複合化を重視しており、水稻・大豆に加えて露地野菜、施設園芸にも取り組んでいる。法人の農作業に従事せずに自営農業に従事する役員の 2 人は、後継者への世代交代を機に、それぞれの経営 (ミニトマト、花き) を法人経営に取り込むとともに、彼ら 2 名の個別経営の後継者を (株) パスカファームの後継者にする予定である。また、今後は果樹 (イチジク) の導入も検討している。果樹は収穫や防除以外に手間がかからず、また収穫時期に収穫祭などを開催して集落に住んでいた人達に集まってもらうことができるからである。このように経営の複合化を行うことで、同法人の経営内容が充実するとともに、地元の人々の雇用の場となり、かつての集落が活性化することを C 氏は期待している。さらに 1 名の役員が地区内で経営するレストランについては、同法人で生産した農産物をそのレストランへ供給したい意向を代表の C 氏は持っている。

農地復旧に引き続き 1ha 区画の大規模ほ場整備が実施されている。集落内には入り作者が多く、彼らが集落の農地の 3 ~ 4 割を耕作しているため、ほ場整備後の換地で入り作者の経営地が 1 力所にまとまる 것을期待している。

(平林 光幸)

#### 4) 被災後の農業構造と農業機械施設の取得

##### i) 被災前後の農業構造変化

これまで述べてきた調査対象法人とその立地地区の農業変化の概要を第3-18表にまとめて示す。被災直後に市が実施した営農継続に関するアンケートでは、被災後も農業を続けたいと回答したものは26%であったが、実際はどうであったのか。いずれの地区とも震災前と震災後（2015年）では、地区内の農家数が激減し、地区内のほとんどの農家が離農している。その一方で、離農した農家の農地を法人が集積し、法人の経営規模は大きく拡大している。こうして津波被災地域では、被災後の営農継続を断念する農家が一時に大量に生じ、農地の復旧後にはそれら離農した農家からの大量の農地が既存の法人や新たに設立された法人が一挙に集積する事態が進展している。

第3-18表 大規模土地利用型法人と立地地区の震災前後の変化

		(有)アグリードなるせ	(株)サンエイト	(株)ばるファーム大曲	(株)めぐいーと	(株)パスカファーム立沼
設立時期		2006年2月	2007年3月	2012年12月	2013年11月	2013年12月
農家数	震災前	81戸,1法人	約100戸,1法人	165戸	約200戸	約44戸(JA組合員)
	震災後	3戸,1法人	4戸,1法人	約20戸,1法人	約100戸,1法人	4戸,1法人
ほ場区画	震災前	50a～1ha	50a	10a	10a	10a
	震災後	50a～1ha	1ha	1ha	1ha	1ha
経営面積	震災前	53ha	50ha	—	—	—
	震災後	100ha	110ha	84ha	129ha	45ha
就業者数 (2015年)		構成員5人, 職員9人	構成員8人, 職員3人	構成員3人, 職員3人	構成員6人, 職員5人	構成員3人 (農繁期6人)

注：各法人への聞き取り調査より作成。

##### ii) 被災後の農業機械・施設の整備

被災後に新設された法人は一挙に50ha規模や、100ha規模の大規模経営が目指され、震災前からあった法人も農地集積が急速に進む中で、いずれの法人とも大規模経営に対応した農業機械の装備が急務となる。事例の5法人の被災前と現在（2015年）の農業機械の装備状況を示したものが第3-19表である。新設された3法人は、大規模経営を想定した大型機械（トラクタ、田植機、コンバイン等）を整備している（（株）ばるファーム大曲は被災前の転作組織所有のコンバインも利用）。被災前からある2法人のうち、（株）アグリードなるせは機械・施設の被災が少なく、また（株）サンエイトは修理などによつて震災前からあつた農業機械が利用されているが、ともに被災後の急速な規模拡大に対応して新たに大型機械を導入している。

第3-19表 大規模土地利用型法人の保有する主要農業機械

	主要機械	震災前	震災後
(有)アグリード なるせ	トラクタ 田植機 コンバイン その他	4台(50ps×4) 1台(8条) 3台(6条,4条,汎用)	7台(95ps×2, 75ps, 50ps×2, 32ps) 2台(8条×2) 5台(6条×2, 4条,汎用×2) ラジコンヘリ1台
(株)サンエイト	トラクタ 田植機 コンバイン その他	2台(55ps, 45ps) 2台(8条) 3台(6条×2, 大豆専用) ラジコンヘリ1台	4台(75ps×2, 55ps, 45ps) 3台(8条) 3台(6条×2, 大豆専用) ラジコンヘリ1台
(株)ばるファーム 大曲	トラクタ 田植機 コンバイン	2台(55ps, 45ps) 2台(8条) 3台(6条×2, 大豆専用) ラジコンヘリ1台	3台(95ps×2, 75ps) 2台(8条×2) 3台(6条×2,汎用)
(株)めぐいーと	トラクタ 田植機 コンバイン その他	—	4台(95ps, 75ps, 50ps, 28ps) 5台(8条×4, 6条) 5台(6条×2, 5条,汎用×2) ラジコンヘリ1台
(株)パスカファーム 立沼	トラクタ 田植機 コンバイン	—	2台(75ps×2) 2台(8条×2) 3台(6条×2, 5条,汎用×2)

資料：東松島市資料および法人への聞き取り調査より作成。

- 注 1) 記載の機械は、東日本大震災復興交付金事業及び東日本大震災農業生産対策交付金事業のうち高生産性農業機械施設の導入事業によるものである。  
 2) (株)ばるファーム大曲の震災前の機械は、法人の母体となった組織が所有していたものである。

第3-20表 大規模土地利用型法人が活用した主な助成事業

	助成対象	事業費 (百万円)	完了年度	助成事業名
(有)アグリード なるせ	農業用機械一式	22	2013	東日本大震災復興交付金
	乾燥調製施設	76	2011,2013	東日本大震災農業生産対策交付金
	加工施設	30	2011	強い農業づくり交付金
	冷蔵保管施設	196	2014-15	みやぎの農業地域活性化拠点整備モデル事業
(株)サンエイト	農業用機械一式	48	2011	東日本大震災農業生産対策交付金
	共同育苗施設	17	2011	
	乾燥調製施設	75	2011	
(株)ばるファーム 大曲	農業用機械一式	103	2014	東日本大震災復興交付金
	乾燥調製施設,水稻播種施設,農機具格納庫	561	2014-16	
	育苗ハウス	69		
	園芸ハウス	189		
(株)めぐいーと	農業用機械一式	172	2014	東日本大震災復興交付金
	乾燥調製施設,水稻播種施設,農機具格納庫	629	2013-15	
	水稻育苗ハウス	192		
	園芸ハウス	86	2014-15	東日本大震災農業生産対策交付金
(株)パスカ ファーム 立沼	農業用機械一式	71	2014	東日本大震災復興交付金
	農機具格納庫	22	2015	
	共同育苗施設	54	2016-14	東日本大震災農業生産対策交付金

資料：東松島市資料より作成。

次に、5法人が農業機械・施設の整備に用いた助成事業を示したものが第3-20表である。いずれの法人も東日本大震災農業生産対策交付金や東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興支援事業）により東松島市からのリース方式で機械・施設を整備している。前者は、国が1/2補助、さらに宮城県が1/4上乗せして、地元負担が1/4あるのに対して、後者は事業費の全額助成（受益者負担なし）であり、両者が利用可能である場合は後者を用いることが指導されている。ただし、前者は2011年5月（第1次補正予算）という被災後の早い時期に成立したが、後者は11月（第3次補正予算）に成立していることから、後者が成立する以前に助成を受けた場合や後者の対象とならない場合（例えば修繕）には前者が用いられている。

事業の完了時期を見ると、被災前から設立されていた2法人は震災直後の2011年度にも機械施設を導入し、速やかに整備されているのに比べて、被災後に設立された法人は2012年度以降に導入している。そして2011年度に機械施設を導入する場合には東日本大震災農業生産対策交付金を用いている。被災後の早い時期に機械施設を導入した（株）サンエイトは、まさにその例である。

こうして各法人は事業費としては数億円から10億円近くにのぼる機械・施設を整備しており、それらは相当な高額である。一時期にこうした整備を行ったということは、機械・施設の更新もほぼ同じ時期となり、更新のために相当な金額の再投資が必要になることを意味している。ところが補助率が高い機械施設は減価償却費が少なく、さらに無償リース方式で導入した機械施設は各法人にとっての減価償却資産とはならない。そのため更新原資の蓄積のためには、別途、準備金を積み立てておく必要があり、具体的には機械更新の予定を勘案して農業経営強化準備金を積み立てる必要がある。

（石原 清史・平林 光幸）

## （2）仙台東地区

### 1) 地域の全体概要

#### i) 農業関連の被災と復旧の状況

##### ① 被災の概要

平坦な仙台平野に位置する仙台市は、東日本大震災の津波によりその東部沿岸地区（宮城野区および若林区のうち、七北田川、名取川、太平洋に囲まれた農業地帯。以下、「仙台東地区」。）が大きな被害を受けた。地区の優良な農地のおよそ8割に相当する約1,800haが被災し、4カ所あった排水機場や農業用排水路などが壊滅的な被害を受けた。また、浸水した農地には多量のガレキや土砂が堆積するとともに、農地に海水の塩分が残る塩害を受け、沿岸部の地域一帯では地盤沈下が起こった。さらに家屋の流失と農業者の農業機

械・施設の流失、浸水による使用不能が生じた。

こうした排水施設の壊滅的被害、多量のガレキや土砂の堆積、塩害、地域一帯の地盤沈下、農業機械・施設の流失といった農業被害の状況は、仙台市以南の被災地域（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）でも基本的に同様である。

## ② 災害復旧事業の実施状況

仙台東地区では、仙台市長、宮城県知事からの要請に基づき、基幹排水機場や主要排水路等の農業用施設の復旧と除塩などの農地の復旧に加えて、大区画化のほ場整備を直轄特定災害復旧事業として国が一貫して実施することとなり、2012年1月より本格的に復旧事業がスタートした。

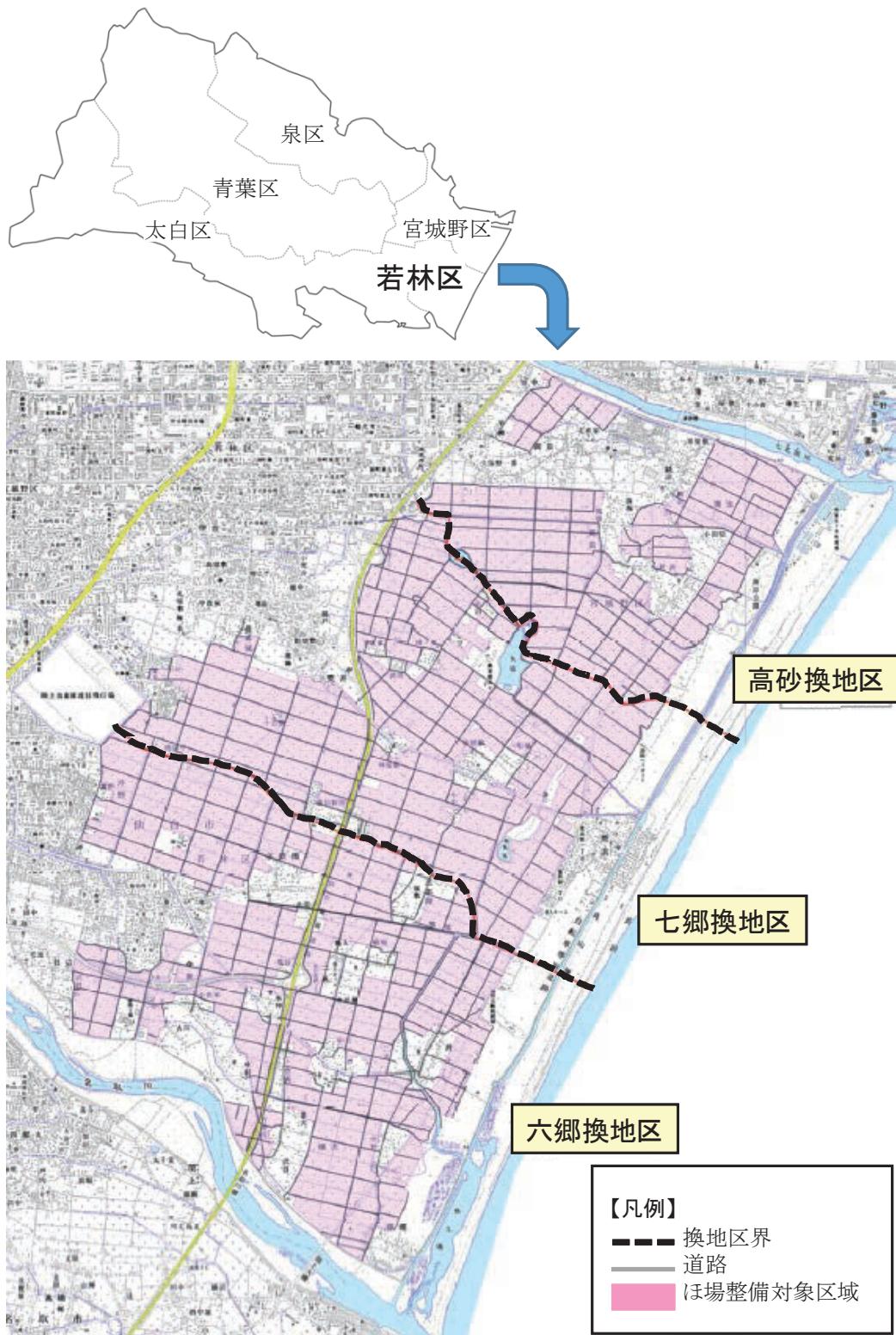
農地の被災状況に応じて営農再開時期の目標を2012年度、2013年度、2014年度と3つに設定して事業が実施されることとなった。海岸の排水機場の復旧を待って用水路に通水することから、2011年度は津波被害のない上流部も含めて水稻作付けが見合わされた。仙台東部道路の西側など比較的津波被害の少なかった農地約500haが復旧され、2012年の春に営農が再開され、同年秋には震災後初めて米が収穫されている。残り約1,300haのうち沿岸部に近い農地約400haは、一帯に地盤沈下が見られるなど復旧には相当の時間を要するとみられたため2014年度の営農再開を目指し、その沿岸部と2012年度営農再開農地を除いた約900haが2013年度の営農再開を目指して復旧が行われた。そして2015年には津波被害にあった約1,800haのすべての農地において営農が再開する計画であった。

なお、被災直前に水田の耕起が終わっていたため、津波によって海岸近くの農地の土の多くが流され、農地の復旧には土の補充が必要となった。しかし、近隣には粘質土がないため、県内の適地から運び込むとともに、ガレキが混ざった堆積土をふるいにかけて再利用も行われた。

## ③ 農地のほ場整備と大区画化

仙台市は、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、2011年4月に市、仙台東土地改良区、仙台農業協同組合（以下、「JA仙台」）との連携による仙台東部地区農業災害復興連絡会を発足させた。5月には「仙台市震災復興ビジョン～仙台市震災復興計画素案～」を公表して、仙台東地区を生産性の高い農業地域として再生するため、農業生産の効率化を目指し大規模区画の再ほ場整備等の生産基盤整備や共同化・法人化等の農業経営のあり方を検討することとし、直轄災害復旧事業（仙台東地区）の要請書を宮城県に提出した。県は8月に同要望書を国に提出して、同月直轄災害復旧事業の施行が決定した。

2011年11月には「仙台市震災復興計画」を策定し、その中で仙台東地区の再生に向けて、復旧に合わせて「農と食のフロンティア」の構築を目指して、農地の整備・集約化、農業経営の支援、6次産業化の促進、支援拠点施設の整備の4つを柱とするプロジェクト



第3-13図 仙台東特定災害復旧事業計画図

資料：上図は白地図専門店（<http://www.freemap.jp/>）の仙台市地図、下図は東北農政局仙台東土地改良建設事業所「国営仙台東土地改良事業計画概要図」に加筆した。

を実施することとなった（4つの柱は仙台市（2014）の整理による）。

国は土地改良法の手続き（同意徵集等）を経て、2012年度中に事業計画を策定し、2013～2015年度にはほ場整備事業を実施することとなった。事業を推進するに当たっては、仙台土地改良区、JA 仙台、仙台市農業委員会、仙台市、農業者の代表で構成される仙台東地区ほ場整備推進協議会が設置され、ほ場整備基本方針のほか、ほ場整備後の営農等についての検討を進めた。ほ場整備事業は第 3-13 図に示すように、旧村単位（宮城野区の高砂地域と若林区の七郷地域、六郷地域）に南北に 3 つの地区に分かれて実施される。協議会の中に地区ごとに地区検討部会が設置され、地区検討部会にはさらに工事検討部会、営農検討部会、換地検討部会の 3 つの部会が置かれた。

3 つの地区の被災前のほ場整備の状況は第 3-21 表のように異なっている。高砂地区と七郷地区は 30a 区画のほ場であり、水路が前者はパイプライン、後者は U 字溝等の開水路となっているが、六郷地区は 10a 区画で、しかも水路が土水路であった。このように六郷地区は被災前の整備水準が低いことから、復旧と合わせてほ場を整備する意向が強く、10a 区画から一気に 1 ha 区画への整備を目指した。それに対し、高砂、七郷の両地区では、七郷地区でパイプライン化の意向はあるものの、被災前の 30a 区画を利用しながら、換地によって耕作地を連坦させつつそれらの田の畦畔を除去することにより、90a 区画への整備を行うこととなった。なお、ほ場整備の実施にあたっては、土地改良法に基づく関係者の同意が必要となるため、説明会の開催案内を 3 条資格者（耕作者）と所有者との権利関係者に出すこととなった。ところが、被災前の関係者約 2,200 人の中で、震災で亡くなった所有者も大勢いることから、その相続人を含めると権利関係者は約 3,000 人になると見込まれ、こうした人達への連絡が当初の課題であった。

第3-21表 仙台東地区のほ場整備状況と復旧計画

	被災前の整備状況		復旧後の整備計画	
	区画	水路	区画	水路
高砂地区	30a	パイプライン	90a(畦畔除去)	パイプライン
七郷地区	30a	開水路	90a(畦畔除去)	パイプライン
六郷地区	10a	土水路	1ha	パイプライン

資料：東北農政局聞き取り調査、仙台東地区ほ場整備事業推進協議会「仙台東の未来づくり」（2012年10月）による。

ほ場整備は、3 地区を換地区としつつ、用水単位で 27 ブロックに分けて、ブロックごとに換地を含めた話し合いを進めることとし、工事の合意形成がされた地区から順次工事を実施している。合意が一番早い六郷換地区は 2013 年秋から工事が始まった。

4 つの基幹的な排水機場は地盤沈下（平均 50cm）による排水機能の低下を考慮し、被災前の 2 倍の排水能力のものを設置し、2015 年 9 月に仙台市に引き渡されている。ほ場整備は、計画策定当初は 2016 年度にすべての工事が完了する予定であったが、2015 年 12 月調査時点では、2016 年度までの完了見込みは全体の 48 % にとどまっており、今後、

面工事や換地作業等のため、災害復旧事業計画の事業実施期間は 2020 年度まで延長されている。

## ii) 農地の一括管理と水田農業の担い手育成

被災前から JA 仙台は農地利用集積円滑化団体として農地貸借を積極的に仲介してきた。仙台市は 2012 年 8 月に農地集積の手法や仕組み等を検討するため、農家・農業生産法人代表者、東北大学、宮城大学、JA 仙台、宮城県農業公社、仙台東土地改良区、東北農政局等による仙台市農地管理手法調査検討委員会を設置した。同委員会は 2013 年 3 月に「仙台市農地管理手法調査報告書」をまとめ、農地の一括管理を提案し、これを受けた仙台市と JA 仙台は 2013 年 4 月から農地の利用権を JA 仙台を介して一括管理する手法を実施した。これにより東日本大震災復興交付金等による農業機械・施設リース事業の実施と併せて担い手への農地集積に取り組んだ。ほ場整備が 2013 年 9 月から最初に実施される六郷地区の井土集落では、工事開始前の 2012 年 12 月に新たな法人が早々に設立されるが、法人への農地集積はその一括管理方式で実施された。さらに JA 仙台は法人へも出資しており、JA 仙台は他地区の新設法人にも出資し、被災後の新たな担い手育成のサポートを積極的に推進している。

(石原 清史)

## 2) 震災後設立の法人

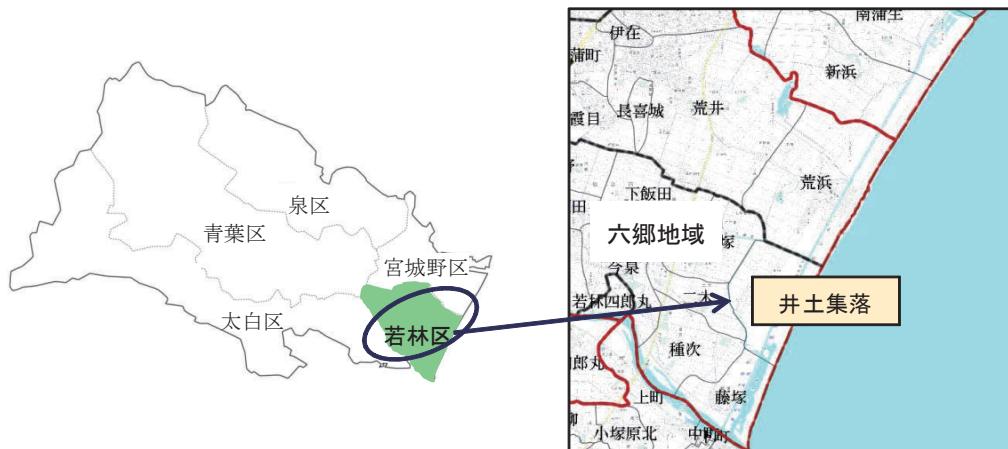
### i) 農事組合法人井土生産組合

#### ① 震災前の営農の状況

農事組合法人井土生産組合（以下、「(農) 井土生産組合」）が立地する井土集落は仙台市若林区東部の六郷地域に位置し、この 1 集落で旧藩政村である（第 3-14 図）。2010 年における集落の農地の属地面積は 68ha、うち田が 58ha であり、総農家戸数は 47 戸、土地持ち非農家は 23 戸であった。農家の経営耕地面積は 92ha であることから、24ha 以上の出作があったと見られる。

ヒアリングでは震災前の世帯 103 戸のうち農家（農地所有者）は 73 戸、地区の水田面積は約 70ha で、ほ場 1 枚あたりの区画面積は 10a と小さく、畑が多く点在していた。家族経営が中心で、普段は親が農作業を行い、勤めに出ている息子世代が休日に手伝う兼業農家が多かった。専業的農家は米と露地野菜を栽培し、特にレタスは宮城県内で出荷量が 1 位になる産地であった。レタス以外の葉物野菜も盛んで、仙台市中心部に近い立地を活かして直接販売するなど、野菜栽培に力が入れられていた。

地域農業の担い手の一人であった D 氏は、古くは所有地 5ha で水田作と、経営の中心であるレタス栽培をしていた。震災の約 10 年前から、高齢で離農する農家や、高額な農



第3-14図 井土集落の位置

資料：左図は白地図専門店（<http://www.freemap.jp/>）の仙台市地図、右図は2005年農業センサス集落地図に加筆した。

業機械を更新できない農家から、水田の耕作依頼が増加するようになった。その結果、震災直前には経営面積が20haにまで増え、水田の作業が忙しく、秋レタスを定植する手間が確保できることから、レタスの栽培を中止して、水田作一本に絞っていた。

ところで、井土集落は地下水位が高く麦や大豆の栽培が難しい地域であるため、仙台市内では珍しく転作組織がなく、農家が個々に加工用米での対応を中心に転作していた。将来的には高齢化などにより個別の転作対応が難しくなると考えていたD氏は、飼料用米への助成が始まったことを機に、地域でまとまって転作対応することを2011年2月の集落実行組合の総会で提案し、その年から加工用米と飼料用米を団地化してグループごとに作付けすることが地域として合意された。D氏は、その延長線上に転作組織を作ることも考えていた。しかしその合意の1か月後に東日本大震災が発生した。

## ② 被害の状況

井土集落では、震災による津波で36名が亡くなり、ほとんどの家屋が流失して、農地、農機具等も壊滅的な被害を受けた。「仙台市震災復興計画（中間案）」（2011年9月20日策定）では、井土集落は災害危険区域候補地として防災集団移転の対象とされていたが、国による海岸堤防が延長され、市は浸水深が2m以下となる地区は建築制限をしないことにしたため、居住地域のほとんどは災害危険区域に指定されなかった。このため、元の場所に住宅を再建することはできるが、津波そのものや津波による被害、自宅の残骸などを目にした住民の精神的なショックが大きいことから、井土集落には住みたくない、と仮設住宅等から集落に戻ってこない人も多い。こうして災害危険区域に指定されず、防災集団移転の対象とならないため、住居を移転する場合の費用等は自己負担になるなど住宅再建のハードルは高い。

### ③ 法人設立の経緯

農地が散々な状態となつたため、誰もが農業の継続をあきらめていた。しかしながら、復興組合の撤去作業によりガレキが減って農地がきれいになっていき、国営ほ場整備事業の話が進んでくると、「農地を誰が継ぐのか」という話が出るようになってきた。農地利用を議論する場はなかつたものの、農業にかかわる人が多かつたため、実行組合（集落組織）、町内会、青年部などの役員が集まり、地区として「農地をどうするか」について話し合いを重ねた。しかし住む場所をどうするかが当時の最優先課題であり、井土集落には戻らないという気持ちや、農業再開へのあきらめ感が強いこともあって、農地の話はなかなか進まなかつた。そこで、農家の意向を確認するため、2012年6月、73戸の農家にアンケートを実施したところ、回答した60戸のうち、迷っていた数名を除く全員が「自分では農業をやらないので農地を委託したい。」との考えであった。

震災以前から家族経営に限界を感じ、機会があれば法人化したいと考えていたD氏は、みんなと農業をやるために、農地を引き受ける法人の設立を提案した。しかし、これまで地域には転作組織のような生産組織すらなく、法人がどういうものかもわからない不安から理解が得られず、とりまとめには時間を要した。D氏は、利用権設定、農地の購入・所有、国の各種制度の活用、将来的な安定性や社会的な信用等において法人が有利であることを説明して合意形成を進めていき、2012年12月に（農）井土生産組合を設立した。そして、東日本大震災復興交付金を利用して仙台市が実施する農業機械等のリース事業の申込期限前に法人を設立できた。

構成員はサラリーマンの兼業農家も含む15名で、うち常時出役できる8名<sup>(10)</sup>を役員として、D氏が代表理事組合長（以下、「組合長」）に就任した。資本金は195万円であり、構成員15名が10万円ずつ出資するとともに、JA仙台が45万円（「JA仙台の出資による農業生産法人支援方針」により出資金総額の3割以内）を出資した。JA仙台が法人へ出資する最初の事例となつたため、（農）井土生産組合内部ではJAからの内部干渉や制約等を危惧する声もあったが、「地域農業の推進が目的であり、あくまでサポートするというスタンス」であるというJAの考えを理解して、出資を受け入れた。

### ④ 設立後の経営の経過

被災農地の整備については、当初は震災前のほ場に一度復旧した後に、大区画化のほ場整備を行う話が出ていた。しかし、時間や工事費が無駄になることから、復旧工事とはほ場整備を合わせて実施することを地元として要望し、受け入れられた。1集落1法人でまとまりやすく、合意形成が早くできたため、工事は最も早期に着手された。

東日本大震災復興交付金による市のリース事業により農業機械が装備された。主な農業機械は、トラクタが7台（75ps×3台、65ps×1台、34ps×3台）、田植機が4台（8条）、コンバインが4台（自脱型6条×3台、汎用1台）である。

経営面積は、設立翌年の2013年の20haから2014年には100haまで一挙に拡大した

第3-22表 (農) 井土生産組合の経営概要

	単位	2013年	2014年	2015年	2016年 (予定)
経営面積	ha	20	100	100	100
水稲	ha	20	65	65	67
うち直播	ha	-	1	10	23
加工用米	ha	-	17	17	17
飼料用米	ha	-	-	3	-
大豆	ha	-	20	20	2
通年施工	ha	-	-	-	16
野菜	ha	-	3	11	15
			ねぎ, たまねぎ, レタス, はくさい, ほうれんそう, ミニトマト		
構成員	人	15	15	15	15
役員	人	8	8	8	8
常時雇用	人	-	-	1	5
パート	人	-	20人程度	20人程度	20人程度

資料：法人への聞き取り調査より作成。

(第3-22表)。2013年は井土集落の農地が工事中で作付けできなかったが、井土集落の農家が集落外に所有する農地20haに法人の利用権を設定して作付けした。ほ場整備工事が終了した2014年には、一挙に水田85ha、畑15haの経営規模となった。大区画ほ場100haのうち8割が特定のエリアに集中しているため、移動距離が短く、効率的な作業ができた。

2015年の作付けは、水稻が65ha、大豆が20ha、そのほかに野菜等の畑作物が11haである。水稻では直播栽培を導入しており、2014年の1ha(单収は600kg/10a)から2016年には23haにまで拡大している。当初は湛水直播のみを導入したが、2015年から東北農業研究センターの指導を受けながら乾田直播にも挑戦しており、乾田直播の面積は2015年が2ha、2016年が3.3haである。しかもそのほ場は、おおむね1ha区画のほ場3枚を畦畔抜きしてまさに大区画の1枚として利用している。乾田直播は、湛水直播よりも効率性が高く、春のネギの定植期での作業の集中を防ぐことができることをD氏はメリットとしてあげている。

また、水稻での転作として加工用米と飼料用米も作付けしている。加工用米は2014年から2017年までそれぞれ17haを作付けした。その一方で飼料用米は2015年に3haを作付けしたが、2016年には作付けがない。転作の補助金を含めれば、加工用米よりも飼料用米の方が収入が高く、飼料用米の方を作付けしたいが、加工用米は複数年契約のため、17haは加工用米として作付けしなければならない。2016年はほ場整備の通年施工が16haある中で、加工用米の作付面積を確保したため、飼料用米の作付けができなかった。

水田作以外に畑作面積も大きく、ほ場整備で2カ所に集約された畑が15haある。2015年は、ねぎを8ha、たまねぎを2ha生産した。ねぎは「井土ねぎ」としてブランド化を図り、積極的にPRを進めている。しかし、ねぎの面積を拡大させすぎたため、品質を落

としてしまった。そこで 2016 年は 6.5ha に減らし、代わりにたまねぎを 3ha に拡大した。これら以外にもレタスやとうもろこしなども栽培したが、レタスは農地が排水不良で腐ってしまったり、とうもろこしはカラスの食害で全滅してしまったりした。畠も地代を支払っており、休耕させるわけにはいかない。そのため、収量は少なく収益的にはよくないが、大豆用機械が一式揃っており、作業の手間があまりかかるない大豆を畠でも 2ha 作付けている。

地代は 13,000 円/10a であり、震災前の 15,000 円/10a よりも低いが、現在の相場よりも高い。この地代水準は、2013 年に集落外の農地 20ha を利用権設定した時のものである。その後、集落内の農地を借りることができるようにになったが、集落外の農地の地代よりも低い地代で借りるわけにはいかず、その地代で借地している。しかし、米価水準を考えると引き下げたい意向である。

農業労働力は、元専業農家の役員 6 名が中心となって農作業を行っているが、代表が 50 歳代であるほかは 60 歳代後半以上の高齢者である。農業技術の面では問題ないが、新たな作目や情報処理システムの導入など、高齢者では対応が大変な面もあり、そこは後継者にバトンタッチするまで頑張ってもらうこととしている。常時雇用の従業員は 5 名である。2015 年 11 月に 20 歳代前半の従業員を 1 名雇用し、その後 2016 年 5 月に女性 2 名（40 歳代、60 歳代）、7 月と 10 月に男性 2 名（20 歳代、30 歳代）を雇用した。彼ら従業員の中から経営を引き継ぐ若い担い手が育ってほしいと代表は考えている。

水稻や大豆作は機械作業であるのに対し、野菜栽培は手間がかかるため、労働力の確保が重要になっている。当初は役員の妻による手伝いから始まり、しだいに構成員の妻や井土集落に住んでいた非農家の女性パート、農業研修を受けた人が農家の手伝いをする仙台市の農業サポーターの非農家の退職者へと広がっている。さらに野菜の生産拡大によって人手が足りなくなると考えられるため、震災前に農作業の手伝いをしていた人が来てくれるよう、（農）井土生産組合が 2 か月ごとに作成して元住人に郵送している「かわら版井土生産組合」で募集をかけた。女性のネットワークなども活用して、2015 年には、時期によってパートは 20 名程度になり、労務管理には情報処理システムを活用している。

## ⑤ 集落の状況と経営への影響

（農）井土生産組合の設立に伴い、農家の大部分は土地持ち非農家となった。住居は六郷中学校の近くに 11 戸がまとまって移転した程度で、集落の多くの元住民の住居は分散した状態である。被災後の住居が農地から離れ、彼らが井土集落に来る機会もなくなったため、世代交代が進むと、彼らの所有農地の場所もわからなくなつて、足は一層遠のく恐れがある。こうした事態を避けるためにも、（農）井土生産組合では井土集落の元住民に農作業手伝いの募集をしている。農作業のために集まることをきっかけにして、これまで築いてきたコミュニティの復活や、法人を支えるような人材が出てくることが期待されている。

農道や水路の草刈りは、震災前には非農家も含めた地域の一大行事だったが、震災後の2014年は募集しても10名程度しか集まらず、(農)井土生産組合の役員が中心になって行わざるを得なかった。幹線水路は土地改良区から出役費が支払われるが、支線については地権者が実施してくれないため、(農)井土生産組合にとって大きな負担となっている。良い方策がないか考えており、農地保全組合を立ち上げて多面的機能支払交付金を活用し地域の共同活動としてできないか検討している。

(農)井土生産組合が中心となって、2014年11月末に収穫祭(おにぎり、豚汁、漬物等の提供)を開催した。震災後、久しぶりに元住民同士が再会するよい機会となるなど評判がよかった。町内会の元住民を対象とする行事として、「かわら版」での告知や、はがきによる招待状の発送などで参加を呼びかけたが、今後は呼びかける範囲を広げていくことや、畠を活用した市民との交流も考えている。

## ⑥ 今後の見通しと課題

2015年産米価の大幅な下落を踏まえて、経営の柱を水田から畠地に転換していくこととしている。水稻はさらに直播を導入して一層の省力化を図り、畠地をフルに活用して収益を拡大することで、100haの農地を活かした収益力の高い経営を目指している。

野菜については、作目の拡大、面積の絞り込みなどを考えている。栽培できる作目には取り組んでいく方針だが、土壤、気候等との相性の問題があり、まだ作ってみないと分からぬ状態にある。震災前はどの作物が土地に合うかある程度判断できたが、津波によって表土が流され、ほ場整備によって土を動かしたことで土地がやせてしまい、以前とは全く異なる土壤条件になっている。表面上はきれいに整備されたが、2014年産野菜の生育が悪かった。長年かけて土づくりを行ってきたが、一からのスタートになり、1、2年では解決できない大きな課題となっている。そのため今後の土づくりとして、堆肥は手に入りづらいが、糞殻は近隣の六郷ライスセンターから排出されるので、これを土壤改良材として畠に散布することを予定しているほか、緑肥やソルゴー、麦かんの鋤き込みも考えている。

野菜はJA出荷が中心だが、産直やスーパーのイン・ショップ、外食店等への販売もしくており、今後も販路を拡大していく方針である。また、少量でも加工をしてくれる業者に委託して、ねぎやたまねぎの加工を行うことも考えている。

震災関連の助成事業は、大型機械についての支援はあったものの、すべてを失った状態からのスタートであり、スコップ、鍬、鎌のような小農具も数を揃えるとかなりの金額になり、それらは自己負担であったため借金も多くある。稻作の場合、収穫が秋で販売収入はそれ以降になるが、資材は春先から必要となるなど、軌道に乗るまでは運転資金の確保が大変である。

2015年度の運転資金も厳しい状況にある。また、機械、施設が一度に導入されたため、将来の更新に備えた蓄えも必要になってくる。さらに、水田作の農業機械は東日本大震災

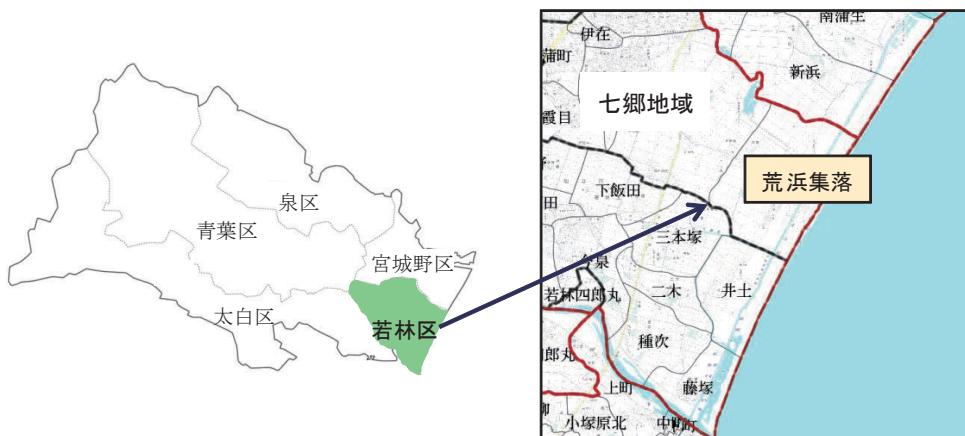
復興交付金等の支援事業で手当てされたが、畑作については作付計画が手探りの部分もあって、必要な機械の種類や規模を確定できずにより、復興関連事業が終了することへの焦りもある。2014年にねぎ用の機械を導入したが、栽培していく過程で機械の能力が目標規模には足りないことがわかり、2015年に大きなラインを追加で導入した。今後も導入したい機械はあるが、復興支援事業が終了すると自己負担で調達するしか方法はない見込みである。

震災前の町内会組織は存続しており、年1回総会を開催しているが、行政では一定数の戸数がないと町内会として認めないこととなっている。津波被害が大きかった井土集落を含む沿岸の5集落にそれぞれある町内会を1つにまとめる話もあるが、集落によって事情が異なるため、どうするかは今後の課題である。

## ii) 農事組合法人せんだいあらはま

### ① 震災前の営農の状況

農事組合法人せんだいあらはま（以下、「（農）せんだいあらはま」）が立地する荒浜集落は仙台市若林区東部の七郷地域に位置し、1集落で旧藩政村である（第3-15図）。2010年における集落の農地の属地面積は200ha、うち田180haであり、総農家数は99戸、土地持ち非農家87戸であり、経営耕地面積は167ha（総農家134ha、農家以外の農業事業体33ha）であった。



第3-15図 荒浜集落の位置

資料：左図は白地図専門店 (<http://www.freemap.jp/>) の仙台市地図、右図は2005年農業センサス集落地図に加筆した。

震災前の世帯数は、旧集落の約400戸に加えて、1979年から開発された住宅地に約350戸があった。農地は約180haで、米を中心に麦、大豆が生産されていた。180名の農地所有者のうち、農作業に取り組んでいた120～130名のほとんどが70歳以上の高齢の兼

業農家であった。60歳代以下で農業に専業従事する人は、農事組合法人荒浜農産（以下、「(農) 荒浜農産」）の専務であったE氏と、認定農業者がもう1名いた程度であった。

(農) 荒浜農産は、専務のE氏と、JAの元理事・監事であったF氏が代表理事となつて1996年に設立した法人である。震災前には利用権設定面積が70ha、作業受託面積が20haであり、荒浜集落の農地180haの約半分を耕作していた。荒浜集落では、水田経営所得安定対策を契機に、集団転作組織である荒浜集落営農組合が2006年に設立されるが、そのオペレータも(農)荒浜農産の従業員が担っていた。E氏はJAの集落組織である荒浜実行組合や荒浜集落営農組合の組合長も兼務し、F氏は町内会長であったことからしても、両者で設立した(農)荒浜農産は地域農業の中心であった。

## ② 被害の状況

荒浜集落では、震災による津波で200名近い人が亡くなり、住宅も流されて、集落は壊滅状態となった。農地はすべて浸水し、農業機械・施設などは流失する被害を受けた。しかも(農)荒浜農産の代表理事F氏、専務理事E氏が亡くなつたことから同法人は中心人物を失つて解散し、荒浜集落は地域農業の担い手を失うことになった。

## ③ 法人設立の経緯

震災後、E氏が担っていた荒浜実行組合長を誰が引き受けるかが問題となつたが、氏の3歳上で、若い頃から青年団等の各種組織活動と一緒にやる間柄だったG氏が引き受けざるを得ない状況になつた。兼業農家で、自らは農業をほとんどしてこなかつたG氏であるが、あわせて集落営農組合長も受けたこととなつた。しかし、震災前にE氏から、将来は(農)荒浜農産が100haまで経営を拡大し、残りの80haを荒浜集落営農組合が引き受けるのではないかという話を聞き、陰ながらバックアップしていたG氏であるから、引き継いだ際にそれほどの戸惑いはなく、自然の成り行きとして地域のとりまとめを行うこととなつた。

地域農業の担い手であった(農)荒浜農産がなくなり、荒浜集落の農業をどうしていくかについて、実行組合、集落営農組合の若い役員たちを中心に10数名が集まって話し合いを重ねていた。そうした中、2011年4月に、県内他集落の組織が荒浜集落への入り作を希望する話が出たことを機に、「地域の農業は自分たちで守っていこう」という気運が盛り上がつた。そこで、荒浜集落営農組合で営農を再会することとし、また(農)荒浜農産の事務所跡地に組合事務所を立ち上げた。

2013年2月に、壊滅的な被害を受けた荒浜集落の農業とコミュニティの再生に向け、JA仙台を中心に、東北大学、仙台市、仙台農業改良普及センター等とともに「荒浜プロジェクト」が立ち上げられた。同プロジェクトは荒浜の将来を見据え、次世代がやってみたいと思える農業の実現を目指すものであるが、その第1目標は荒浜集落営農組合の法人化であった。

こうした支援を背景に、2013年に大豆 35ha を作付けるが、低地で水が溜まりやすいため水浸しになり、塩害もあって収穫はほぼゼロであった。2014年は、従前の30a 区画の農地を 1ha 区画にする大区画化は場整備が通年で行われたため、大豆の作付けはない。は場整備工事は 2017 年度まで続く計画であり、組合事務所近くに建てたパイプハウスや育苗ハウスを活用した野菜栽培も始めている。農業機械は、東日本大震災復興交付金のリース事業等により、トラクタ 4 台 (85ps, 75ps, 65ps, 35ps), 田植機 4 台 (8 条 × 3 台), コンバイン 5 台 (自脱型 6 条 × 3 台, 汎用型 × 2 台) が導入された。さらに中古トラクタ 2 台 (45ps, 16ps) を法人が全額自己負担で購入した。農作業は 30 名程度で行い、うち農業機械の運転は大型免許を持つ約 10 名で行った。

そして 2014 年 12 月に、荒浜集落営農組合を母体として、41 名が構成員となった（農）せんだいあらはまが設立総会で承認（役員 6 名で、G 氏が代表理事）され、2015 年 1 月に登記した。なお、仙台市が行う農業機械等リース事業の受け手は荒浜集落営農組合であるため、リース期間の 7 年は集落営農組合を存続させることになった。

G 氏自身は農業経営を大規模化することについて疑問に思う点もあるが、法人化の目的は農地保全にあり、そのために必要な費用をまかなうためには組織化して経営を継続していくことが必要で、今の荒浜では法人経営で大規模に農業をしていかざるを得ないと考えている。

#### ④ 設立後の経営の経過

法人設立後の 2015 年の経営面積は 93ha である（第 3-23 表）。作付けは水稻が 45ha、大豆が 48ha、露地および施設野菜を 60a 程度である。水稻のうち 10ha で湛水直播栽培を導入している。水田は 3 名で作業しているため、育苗作業の労働力が不足することに加えて、住居と農地が離れた通勤農業であるため、温度変化等にきめ細かく対応した育苗作業は難しいという被災地特有の状況も導入の背景にある。今後も湛水直播栽培の面積を増やす意向があり、2016 年でも 13ha へ拡大している。

他方で、それまでの水田作のみの経営から脱却し、育苗ハウス 3 棟 (900 m<sup>2</sup>) を利用し

第3-23表 (農) せんだいあらはまの経営概要

	単位	2015年	2016年(予定)
経営面積	ha	93	93
作付内容	水稻	ha	45
	うち直播	ha	10
	大豆	ha	48
	大麦	ha	—
労働力	野菜	a	60
	構成員	人	41
	役員	人	6
	常時雇用パート	人	2
		人	4

資料：法人への聞き取り調査より作成。

た野菜栽培も開始している。特に荒浜集落営農組織時代の 2014 年から全農との契約栽培でミニトマト（アンジェレ）の栽培に力を入れているが、まだ不慣れなため、管理が遅れて病気が出るなどして収量は上がっていない。

農作業には構成員のうち役員 6 名が従事している。年齢構成は、70 歳代が 1 名、60 歳代が 3 名、50 歳代が 2 名である。また、従業員 1 名（22 歳）を雇用している。任意組織時代の 2014 年に研修生として採用した農業大学校卒業者を、緊急雇用対策事業を活用して 2015 年から法人の従業員としている。

#### ⑤ 集落の状況と経営への影響

津波により荒浜集落は壊滅し、住民の約 750 戸は離ればなれで、ほとんどが仮設住宅住まいとなっていた。集落のほとんどが災害危険区域に指定され、集団移転することになった。しかし移転先は 1 カ所 100 戸程度が限界のため、すべての住民が 1 カ所にまとまって住むことは困難であり、元の町内会単位で住居を集約するということも行われなかつた。5 カ所に分かれた災害復興住宅や新築した家への引っ越しが進み、2015 年中には移転先がほぼ落ち着いている。

農地がある元の集落には住めないため、荒浜集落における農業は通勤農業となっており、住居から農地まで車で 10 ~ 15 分かかるという距離の人もいる。新居での生活が落ち着けば、農作業に働きに来てくれるのではないかという期待もあるが、高齢者は交通手段がなく頻繁に来ることは難しい。法人設立時に、「年間 12 日（1 回/月）以上出ること」を構成員の義務としたが、足は遠のいてしまっている。

#### ⑥ 今後の見通しと課題

荒浜集落の農地 180ha のうち、（農）せんだいあらはまが経営するのは約 100ha で、残りは他の法人や周辺の営農組織が耕作することになると見込まれている。換地計画では農地所有者の多くが従前地の近くを希望するため、（農）せんだいあらはまの耕作地を集めることは難しい。しかし農地の貸付を白紙委任する人が多く、個人での耕作が少ないことや、面積の少ない畑は前回のほ場整備の際に集約されていることから、所有者の混在が農作業の障害にはならない見込みである。ほ場整備により大区画化され、転作も水稻（加工米、飼料用米）中心で対応することができれば、（農）せんだいあらはまが 120ha 以上を経営することは可能であり、農地中間管理事業でも 120ha の借受希望を出している。しかし、これまで耕作してきた他の組織のほ場と交換することは困難と見られる。

今後、ほ場整備と同時に地下灌漑システムが入ることになっており、畑作に転換して園芸作物を導入する構想も出ているが、仙台市では、機械・施設の復興支援事業は実質的に 2015 年度で終了という位置づけであり、今後、園芸作物に必要となる機械や施設をどう手当てるかは課題である。

（畠 幸司）

### (3) 岩沼市

#### 1) 岩沼市の被災と復興の概要

##### i) 被災状況

岩沼市は、宮城県の南部に位置し、東は太平洋に面しており、総面積  $60.71\text{km}^2$  を有する（第3-16図）。市の西部は丘陵地域、東部はなだらかな平野部で、南の市境には阿武隈川が流れている。2010年の人口は44,187人、世帯数は15,519戸だった（総務省「国勢調査」）。

東日本大震災の津波により市の半分近い面積の  $29\text{km}^2$  が被害を受け、死者は186名、住家全壊736戸、半壊1,606戸となった。津波被害面積のうち、「田・その他の農用地・森林・荒地・ゴルフ場」が  $17\text{km}^2$ （国土地理院「津波浸水範囲の土地利用別面積」と57%を占め、農振農用地区域は2/3の1,240haが津波被害を受けた。

市内50集落のうち25の農業集落で震災の被害があり、うち22集落で津波被害があった。中でも、海岸部である市の東部での被害が大きく、海岸沿いの相野釜、藤曾根、二野倉、長谷釜、蒲崎、新浜の6集落では、死者が市全体の6割以上を占め、すべての住宅が全壊となった（第3-17図）。

##### ii) 岩沼市の復興計画

岩沼市は震災からの復興を図るため、2011年4月に「岩沼市震災復興基本方針」を策定し、8月には有識者で構成する岩沼市震災復興会議から「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」の提言を受けた。この提言を踏まえて、具体的に取り組む内容を取りまとめた「岩沼市震災復興計画マスターplan」を同年9月に作成し、その後、復旧・復興事業



第3-16図 岩沼市の位置

資料：農林水産省HP「わがマチ・わがムラ」の宮城県地図に加筆。



第3-17図 津波浸水地域と被害が大きかった東部沿岸の6集落

資料：左図は Google マップ、右図は岩沼市「岩沼市震災復興計画グランドデザイン」にそれぞれ加筆した。

の進捗状況等を確認して方向性を明確にし、展開方策を整理するため、2013年9月にマスタープランを改訂した。

農業関係では、震災復興基本方針に「岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築」の1つとして「農地の再生及び農業の復興」を掲げ、震災復興計画グランドデザインでは「水田・農地の復興・再生の考え方」として、1ha規模の区画拡大、移植栽培から乾田直播栽培への省力化、汎用農地化による米以外の畑作物の導入、集落移転による職場と住居の分離（通勤農業）などが示されている。震災復興計画マスタープランでは、主な事業として、①農地の面的集約や経営の大規模化、ほ場の大区画化、集落営農等の低コスト化事業、②施設園芸の再生、ブランド化、新作物導入、6次産業化などの高付加価値化事業、③食文化の発信、グリーンツーリズム、自然エネルギー活用などの経営多角化事業を、市が主体となって取り組むこととしている。

### iii) 復旧・復興状況

岩沼市の復興は速いテンポで進んだ。災害廃棄物等の処理を2013年10月末までに終了し、防災集団移転促進事業としては最初に国からの同意を得て、計画した災害公営住宅210戸は2015年3月末までに完成した。津波被害が大きかった海岸沿いの6地区は災害危険区域に指定され、防災集団移転促進事業により、海岸から約3kmの玉浦西地区(20ha)へ移転が順次進められている。市では、震災前の地域コミュニティを重視し、応急仮設住宅への入居や防災集団移転に際して、集落ごとにまとまるよう配慮したほか、集団移転地の選定や宅地の割り振りについても、各集落の住民が中心になって取り組めるように進めている。

農地復旧については、2011年度から瓦礫や土砂の撤去、除塩作業が行われ、2012年3

月時点で 40 %、2014 年 7 月時点で 94 % が終了した。農地の復旧後に東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤整備事業）を活用して、約 580ha ある農地のほ場を 30a 区画から 1ha 区画にする大区画ほ場整備が 2013～2015 年度の計画で行われている。海側の区域では、復旧工事により震災前の区画に復田して作付けし、収穫後にはほ場整備に着手している。法人を設立してすぐに全面休耕となることは経営的に厳しいため、ほ場整備を一度に行わないよう依頼し、一部の区域で収穫後に工事を開始し、秋～冬で施工することによって、田植に間にあわせるよう実施されている。

#### iv) 法人の設立状況

岩沼市の農業は水稻が中心で、ハウスキュウリやトマトの栽培もある。震災以前から、有限会社や組織を設立して農業する人もいたが、中心は個別農家であり、また仙台近郊のため兼業農家がほとんどで、平均経営面積は 1.3ha と小さかった。

被災地域では、住宅も含めてほとんどのものを津波に流された全壊状態の地区が多いことから、市では、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）により農業機械や施設のリース事業を実施できるよう、地域ごとの話し合いを重ね、農業法人の立ち上げを進めた。その結果、仙台東部道路の東側を中心とする 8 地区のうち 7 地区で、担い手となる法人が新たに設立された<sup>(11)</sup>。農業機械・施設や集落の被害状況、法人の担い手となるような農家・組織の有無など、地区によって事情は異なり、法人設立までの経緯等も様々であるが、市の積極的な取組が成果を上げている。なお、法人化に至らなかった地区では、他地区からの入り作で農地が利用されていること、復旧公共事業等により農地が減少したため農業関係の支援事業があまり受けられなかつたこと、リーダーとなつてまとめる人材がいなかつたこと等により、気運が盛り上がらなかつたことが要因と見られる。

### 2) 震災後設立の法人

#### i) 農事組合法人玉浦南部生産組合

##### ① 震災前の営農の状況

農事組合法人玉浦南部生産組合（以下、「(農) 玉浦南部生産組合」）が立地する岩沼市東部の旧玉浦村（玉浦地域）は、藩政村の下野郷村、押分村、早股村、寺島村の 4 力村が合併したものである（第 3-18 図）。その玉浦地域の南部に、旧藩政村の寺島村があり、同村内には北から寺島、蒲崎、新浜の 3 集落（農業センサスでは蒲崎が南北に分かれて 4 集落）がある。これらのうち蒲崎、新浜集落を合わせると、2010 年における農地の属地面積は 121ha、うち田 104ha で、総農家戸数 80 戸、経営耕地面積 119ha であった。

震災発生以前には各農家はそれぞれに農業機械を所有する個別経営で、米、大豆は乾燥まで個人で行って出荷しており、水稻以外では、施設園芸、特にキュウリを栽培する農家



第3-18図 玉浦南部地区の位置

資料：左図はGoogle マップ、右図は2005年農業センサス集落地図にそれぞれ加筆した。

が多かった。

海岸と阿武隈川に挟まれた蒲崎、新浜集落は塩害の常襲地であったことから塩害のない汎用化水田に向けて、1997年から2007年に地下灌漑システムを導入した県営ほ場整備事業（担い手育成型）が行われた。10a区画の農地を1ha区画にする大区画ほ場整備は県内でも早い時期での実施である。そしてほ場整備を機に、集落単位に水稻作の受託組織が3組織設立されるとともに、旧寺島村全体に寺島転作組合が設立され、ブロックローテーションによる大豆の集団転作が行われていた。

## ② 被害の状況

旧寺島村は太平洋と阿武隈川に挟まれた低い土地のため、東日本大震災の津波により地域全体が浸水し、蒲崎集落で11名、新浜集落で5名が亡くなり、住宅は蒲崎集落の127戸、新浜集落の43戸が全壊、農機具等も流失する甚大な被害を受けた。地盤沈下もひどく海水が流入してくるため、ポンプアップして排水しなければならず、海水がU字溝の間から自噴している所もあった。

## ③ 法人設立の経緯

津波被害の大きさに、被災直後は営農再開が絶望的と思われていたが、農地の復旧が進むにつれ、地域を守っていかなければならないという思いから地域での話し合いが重ねられた。震災以前も1戸1法人がいくつかあったため、地域として法人化に違和感はなかったが、津波の被害が大きく、すべてを失った状態からのスタートだったため、立ち上げまでには1年を要した。

2013年2月、寺島転作組合を解散し、水稻と園芸作物の複合経営確立を目指した（農）玉浦南部生産組合が蒲崎集落、新浜集落の担い手15名により結成された（寺島集落は別の法人が設立される）。構成員15名はいずれも水田利用協議会の役員で、うち9名は寺島転作組合のメンバーであり、15名の2/3が60歳以上（2013年2月現在）という構成

である。市が導入を計画していた東日本大震災復興交付金による農業機械等のリース事業を受けるためには、おおむね 20ha の受益面積を満たすことも法人化への後押しになった。東日本大震災復興交付金のリース事業により、トラクタ 10 台 (75ps × 1 台, 50ps クローラ × 1 台, 40ps × 4 台, 34ps × 4 台), 田植機 5 台 (8 条 × 4 台, 6 条 × 1 台), 自脱型コンバイン 5 台 (6 条 × 4 台, 4 条 × 1 台), 大豆用に汎用コンバイン 2 台等の農業機械のほか、育苗用ハウス、乾燥調製施設、園芸施設等が導入された。

2012 年 1 月に内陸部の玉浦中部地区 95ha の大区画ほ場整備事業が東日本大震災交付金事業で計画されるが、旧寺島村の玉浦南部地区は震災前に大区画ほ場整備事業が完了していたため農地復旧だけが計画された。その後、玉浦南部地区が地盤沈下によって塩水が水路等に湧水して塩害の恐れが大きいことに加えて、蒲崎、新浜集落が防災集団移転促進区域となることから、土地改良による換地制度を活用して移転跡地の集積・再配置をすることで、2013 年 12 月に農地 118ha について東日本大震災交付金事業によるほ場整備の実施が決定した。

#### ④ 設立から現在までの経営の経過

法人の経営面積は 2013 年の 10ha から 2014 年には 100ha へと農地の復旧とともに一挙に規模が急拡大している（第 3-24 表）。2016 年の作付けへは、水稻 75ha、大豆 30ha、施設野菜 100a である。水稻は直播栽培を 2014 年から導入しており、その面積は 2014 年が 5ha、2015 年が 6ha、2016 年が 4ha である。当初、乾田直播を 4ha、湛水直播を 1ha で行い、2015 年には乾田直播を 4ha、湛水直播を 2ha へと湛水直播を増やし、2016 年には乾田直播を中止し、湛水直播 4ha のみとした。乾田直播ではレーザーレベルによる均平作業が必須であるが、それを牽引するクローラトラクタが 50ps と非力で作業効率が悪いためである<sup>(12)</sup>。

加工用米を 2016 年から 10ha 作付けする予定である。加工用米ではなく飼料用米を作

第3-24表（農）玉浦南部生産組合の経営概要

	単位	2013年	2014年	2015年	2016年 予定
経営面積	ha	10	100	100	105
作付内容	水稻	ha	10	75	75
	うち直播	ha	—	5	6
	加工用米	ha	—	—	10
	大豆	ha		10	14
施設野菜	a	—	40	100	100
労働力	構成員	人	15	15	11
	役員	人	15	15	11
常時雇用	パート	人	—	—	1
		人	—	8	8

資料：法人への聞き取り調査より作成。

付けしたいが、乾燥調製施設のラインが対応しておらず、その工事が必要なため、2016年は加工用米を生産した<sup>(13)</sup>。飼料用米は乾燥の後にフルイにかける調製作業をせずに出荷するが、調製機をパスするラインが施設に整備されていないためである。

施設野菜は、水稻育苗ハウスの後利用でほうれんそう 35a、大型ハウスできゅうりを 65a 栽培している。なお、地盤沈下により沿岸部の地下水の塩分濃度が高くなっているため、ほうれんそうの灌水に地下水ではなく水道水を使用しており、コスト高となっている。

農作業は 11 名の構成員に加えて、2016 年 4 月に従業員を 1 名（20 歳代）雇用し、主にきゅうりの作業を行っている。さらに草刈りや野菜でパートを採用しており、草刈りに 4 ~ 5 名、ほうれんそうの袋詰めに 4 名程度の女性が仮設住宅（現在は集団住宅）から農作業に来ている。構成員の世帯員のうちで他産業に従事していた若い人たちが休日に農作業に来ており、こうした人材が今後、経営を担ってくれることが期待されている。

## ⑤ 集落の状況と経営への影響

集落の元の場所で改修された住宅は、蒲崎集落 5 戸、新浜集落 6 戸、寺島集落 20 戸程度である。防災集団移転促進事業により移転した人が多く、住宅と農地が離れ、車で 5 ~ 20 分かかる通勤農業の状態となった。

震災前は農家がそれぞれに行っていった草刈りを今後は法人が実施するが、大規模であることから大変な作業量であり、今後の懸念材料となっている。地域の人たちは手伝う意向を示してくれているが、住居から農地までの距離が遠いため、年齢を重ねていくごとに通うのが難しくなってくる。草刈り作業はパートを雇うとともに、以前は 2 集落で別々に取り組んでいた多面的機能支払いの取組を地域一体として実施することとしている。

## ⑥ 今後の見通しと課題

寺島集落の農地は、以前の大区画ほ場整備の際に農家負担金の問題等で事業の賛同が得られずに、10a 区画や 30a 区画のままであった。しかし東日本大震災復興交付金事業により農家負担がなくなったことで合意が進み、県営ほ場整備事業で大区画化が実施される予定である。2014 年調査時点では寺島集落の水田の経営を任される動きがあり、法人としてはそれを合わせて 140ha で手一杯の状態になると見ていた。ただし 2013 年に寺島集落に農事組合法人寺島生産組合が設立されたことから、今後はなんらかの棲み分けがなさると考えられる。

（農）玉浦南部生産組合として 6 次産業化に取り組むかどうかは未定であり、実施するにしても 5 ~ 10 年後のことと見ている。農業者は作物の栽培は得意であるが、販売等は不得意であるので他の会社と提携することも考えている。既に接触してくる企業もあるが、提携するまでには至っていない状況である。

水稻生産に伴う穀殻やぬかの処理について、2013 年は 10ha 分でも苦労した。今後、面積拡大により、処理費用や保管場所の確保などで課題となることが予想されたが、堆肥

にすることで課題を解決した。

(畠 幸司)

#### 4. おわりに

以上、東日本震災の津波により壊滅的被害を受けた宮城県沿岸部の農業地帯において、被災後の農地復旧とともに営農を展開しつつある東松島市、仙台市（若林区）、岩沼市の8つの大規模土地利用型法人を事例に、被災前の営農状況と被災後の農業復興の取組状況について述べた。これらの法人間には、復興過程から見て共通する点が多くあるが、異なる点も見られる。そして津波被災と被災後の農業復興により地区の農業構造の変化が生じていることに加えて、多くの住民の居住地が沿岸部から内陸部へ移動することが見込まれており、このことが農業の担い手と農村コミュニティとの関係に、被災前とは異なる大きな変化をもたらすことが予想される。最後にこうした点を中心に整理する。

##### (1) 農業復興過程と大規模土地利用型法人の特徴

###### 1) 農業復興過程の特徴

まず被災と農業復興過程の共通点である。

第1に、津波による農業機械・施設の被災の大きさと農家の大量離農である。事例としたいずれの地区においても津波被災により営農の継続を断念する農家が大量に生じている。津波によって農家の農業機械・施設のほとんどが流失、あるいは使用不能となったことから、営農再開のためには機械・施設の再装備が必要となる。しかしそれには多額の投資が必要であり、国・県等の公的助成措置を利用しない限り困難である。被災農家は高齢化もあって多額の資金が必要な機械・施設の再取得を諦め、離農している。津波による被害が重く、機械・施設を流失した農家が多い地区では、離農者が大量に生じたのである。

第2に、法人経営の大規模化である。こうした大量離農が生じた地区では、その農地の受け手となった法人が農地を集積して急速に規模拡大が進み、事例の多くは100ha規模の大規模土地利用型法人となっている。東松島市の（株）パスカファーム立沼は、対象事例中では相対的に小規模であるが、それでも45haの経営面積は水田作経営としては格段に大規模である。

第3に、こうした土地利用型法人の経営規模拡大を可能とした農業機械・施設の装備を助成事業によって行っている点である。大規模経営に対応した農業機械・施設の装備は国・県の助成事業によって行われている。多くの事例では東日本大震災復興交付金による市のリース事業や東日本大震災農業生産対策交付金を用いている。前者は農業者の負担がなく、後者は農業者の負担があるが少ない。市が行うこうした農業機械・施設への助成事業の対象が、個別農家ではなく法人や組織を対象にしていることが、法人設立に大きな影響

を与えていた。そしてそれら助成事業によって機械・施設を装備することで、大規模経営が成立している。さらに、農地復旧に加えて 1ha 区画の大区画ほ場整備が進められたことも法人組織化に大きく寄与している。

復興過程の相違点もある。第 1 は、法人設立の時期である。東松島市の（有）アグリードなるせ、（株）サンエイトは震災前に設立され営農を行っていた法人であるのに対して、それら以外の法人は震災後の復興過程で新設された法人である。後者の地区では、震災前には個別農家が中心で、転作組合や受託組織等はあったものの、被災後の農業復興に向けた取組の核となる土地利用型大規模組織経営体は存在せず、そのため震災後の復興過程で法人が新設された。

第 2 は、それとかかわって法人の営農再開のされ方である。震災前に設立された法人は、地域の水田農業の担い手として地区内の農地の集積を進め、大規模経営のノウハウや資金の蓄積もあり、震災年の 2011 年度という早い時期から機械・施設を装備し、営農の再開が相対的に早い。法人の営農再開時期の早さには個別事情もある。東松島市の（有）アグリードなるせは、農業機械を高台に避難させることができたため被害が比較的小さく、被災後にすぐに使える農業機械が多くあった。また、同市の（株）サンエイトも、いくつかの農業機械が被災を免れ、修理することで使えるものがあった。このように津波による農業機械・施設への被害が比較的小さい法人では、営農再開がさらに早まることが可能となる。

他方、震災後の復興過程で法人が設立された場合は、農地の復旧に合わせるようなスピードで法人が新設されることから、法人設立は 2012 年以降となっている。この相違はまた機械・施設装備に利用した助成事業の違いとも関係する。2011 年に装備した場合には東日本大震災農業生産対策交付金が活用されたが、2012 年以降に装備した場合には農業者の負担がない東日本大震災復興交付金が活用されている。

第 3 に、大規模法人のタイプである。震災前に設立された法人も震災後に設立された法人も、対象事例のほとんどは数戸から十数戸の農家で構成される少戸数型法人である。これは地区内の專業的な農家を中心に法人が設立されたためである。これに対して仙台市の（農）せんだいあらはまは構成員が 41 名と多く、実際に耕作していた農家全員による集落ぐるみ型の集落営農である。荒浜集落には、被災前には農業生産法人があり、もしもそれが震災以後にも存在していれば、同法人が大規模化したとみられる。しかし法人の中心人物が津波により死亡したために、被災後の担い手となり得る大規模法人を喪失しただけでなく、集落内には少戸数型法人を設立するための專業的農家も存在しなくなった。そのために多数の小規模農家が集まって集落ぐるみ型の集落営農法人が設立されたのである。

第 4 に、震災後に新設された法人の設立経過である。対象事例の新設法人の多くは少戸数型法人であるが、それら法人は、地区内で市による機械・施設補助の説明を受けると、リーダーを中心に比較的自発的に法人を組織化している。これに対して（農）せんだいあらはまのように、專業的農家が存在しない地区では、農地復旧後の地域農業をどうするか

について地方自治体、JA、普及機関等の関係機関が指導しつつ話し合い・検討が行われ、新たな担い手となる法人の設立に向けた動きが図られた。

## 2) 大規模土地利用型法人の特徴

次に、成立した大規模土地利用型法人の営農・経営上の共通した特徴点は以下のとおりである。第1に、法人経営体の規模である。事例の法人は急速に規模拡大を進め 100ha 規模となっている。

第2に、こうした水準の大規模化を可能としたのは、組織化の範囲が旧藩政村であるためと考えられる。事例の中での例外は、隣接する2藩政村を範囲として組織化された（株）サンエイトと藩政村内の1集落で組織化された（株）パスカファーム立沼である。前者の地域では、牛網地区から浜市地区への入作が従来からあり、2集落での生産組織が設立された経緯がある。後者は、45ha の水田作経営が成立しうる広い農地が集落内にあるため、1集落での組織化が可能となったのであろう。

第3に、大規模化に伴う作付けの変化である。1つは、水稻直播の導入・拡大である。大規模化によって水稻作付面積が拡大することに対応して、育苗施設の不足や作業効率化、春作業期間の延長を図る観点から、直播に取り組んでいることは、技術的共通点である。2つには、野菜作等の導入による経営の複合化である。構成員や常時雇用者の農業専従者の所得を確保するために、集約作物の導入や農作業の周年化による収益の確保が必要なためである。

第4に、就業機会の創出である。いずれの法人も法人の構成員だけでなく、新たに従業員を採用したり、女性や高齢者をパートとして雇用している。被災地での働く場を提供し、地域の就業機会創出に貢献することは、法人の重要な目的の1つとなっている。

## 3) 大規模土地利用型法人の課題

大規模土地利用型法人が抱えている共通の課題もみられる。

1つは、大規模化に伴う水田管理作業の増大への対応、特に畦畔の草刈り作業増大への対応である。大区画化や畦畔管理作業の機械化により草刈り作業の軽減が図られつつあるものの、100ha 規模の大規模経営における草刈り作業についやす手間は膨大である。大区画とは異なり 30a 区画程度の場合には、特に負担が大きい。地権者へ委託することも行われているが、地権者の高齢化等により、法人が作業を担わざるを得ない状況にあり、法人の負担となっている。これは、後述する地域コミュニティともかかわる課題である。

2つは、法人の農業機械・施設の更新原資の確保である。法人の農業機械・施設のほとんどは東日本大震災復興交付金による市からのリース方式や東日本大震災生産対策交付金の助成等によって整備され、その調達金額は相当な額にのぼる。しかし、前者のリース料は無料であることから機械利用の費用も減価償却費も計上されず、また後者についても多額の補助金分は圧縮記帳される。そのため、減価償却費は大幅に減額された固定資産額に対

するものしか計上されず、計上されない高額の機械・施設の減価償却相当額は当期利益として決算される。したがって、将来の更新のための資金を確保するためには、農業経営基盤強化準備金等の積立による利益の留保が必要である。しかも、機械・施設の取得時期がほぼ同時であることから、更新時期が一時期に重なる可能性がある。農業機械のリース期間は7年であり、これは税法上の耐用年数であるが、遠くない時期に機械更新にかかる多額の資金が必要となることが確実である。

3つは、こうした経理管理ともかかわる法人の経営能力である。各法人は、機械施設の増強による作業の効率化、職員、パートの雇用による労働力の拡充、新規作目の導入等による作業の周年化といった当面の経営課題の克服に全力を注いでいる現状にある。とりわけ震災後に新たに設立された法人では、農家の経営主が法人役員となつたために大規模経営のノウハウが十分にない。さらに資本蓄積が小さい中で事業をスタートし、規模拡大や野菜等の導入による複合化に伴い、新たに従業員やパートを雇用しているが、これまで雇用者を導入した農業経営をした経験がない中で、人材の確保や労務管理にも不慣れである。新規作物の栽培技術や作業の効率化のため直播技術等の新しい技術の取得やその向上をいかに円滑に行うかも重要であり、これは、従前から農業に携わる構成員だけでなく、新しく雇用した人材にも必要なものである。法人経営の安定化に向けて、組織のマネジメント体制の確立が今後の重要な課題である。

## (2) 土地利用型法人と地域コミュニティの再生

地域コミュニティの再生に関しては、津波被災によって家が流され、集落の住民がばらばらに仮設住宅に入る地域が多く、被災集落のコミュニティ再生は困難であると指摘されている。住宅があった元の集落が災害危険区域に指定されて、居住が制限され、高台移転するなどにより、次の点が懸念される。1つは、従前のような生産と生活の場が一体となっていた集落が物理的には再生されない中で、集落コミュニティの機能はどう再生できるのか。これとの関係で2つには、これまで地域の農家全員で管理してきた農道や用排水路の草刈りなどの共同作業を、今後も継続することができるのかどうか。大規模法人の構成員・従業員は少数であるから、彼らだけでどのように対応していくのかという、先に指摘した法人の経営上の課題にもつながる。

多くの農家が農地を法人に貸し出して土地持ち非農家となり、かつ、ほ場や元の集落のあった場所から離れたところで暮らすようになった場合に、集落の住民としての関係の継続性が保たれるのかについて危惧している法人もある。この問題に関しては、地域資源の保全を目的として新たな地域組織を設立し、多面的機能支払交付金を活用して取り組んでいる事例もある。東松島市の（有）アグリードなるせは、地域資源の保全組織に非農家や医療・教育・福祉機関等の多様な主体を取り込んで、地域資源の保全活動を展開している。この取組は、地域の農家や住民の急激な減少に見舞われた被災地域はもとより、人口減少、

高齢化が進む他の地域においても、新しい地域コミュニティ構築の 1 つの形として注目される。

### (3) 今後の研究課題

津波被災から 5 年あまりが経過した。しかし宮城県下の津波被災地の農地復旧と農業復興に関しては、まだまだ道半ばであり、今後も相当の時間を要すると言わざるを得ない。たとえば仙台市東部地区のほ場整備事業が 2020 年度まで延長されたことにみられるように、被災農地の基盤整備が換地も含めて完全に終わり、すべての地域で営農が再開できるのは今後のことになる。また、新設された大規模土地利用型法人が経営を安定化させ、経営体として成熟するには、助成事業で導入された機械・施設が更新され、複合部門や新技术が定着、安定するときであり、今後さらに一定の時間を要するものと考えられる。地域コミュニティの再生に関しては、たとえば東松島市の災害公営住宅がすべて完成するのは 2017 年夏の予定であり、被災後の居住地で実際に暮らしあり、生活の落ち着きを取り戻すにはさらに時間がかかるものと予想される。新しいコミュニティが構築され、そして大規模土地利用型法人と新たな関係を築くにはまだ相当の時間が必要と考えられる。

以上のような津波被災地にみられる大規模土地利用型法人の経営発展や地域のコミュニティの構築に向けての取組は、高齢化・過疎化が進む被災地以外の他地域にも参考となるものがある。こうしたことから、被災地における被災後の生産と生活の真の意味での復興が達成されるまでの過程を引き続き観察していくことが重要である。

(石原 清史)

注(1) 過去の大災害からの農業復興については、農林水産政策研究所（2012 年）に、1990 年以降に起った大災害からの復興過程について整理されている。

(2) 宮城県沿岸部の津波被災市町村は、気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市宮城野区、若林区、名取市、岩沼市、亘理町、山元町である。

(3) 津波被災農業集落は、津波による浸水等があっても農業被害がない場合は集計対象としていため、実際の津波の浸水範囲と異なることがある。

(4) 仙台市（若林区のみ）では 2014 年 3 月に「耕地や施設が使用（耕作）できない」の割合が前回調査の 67 %から 12 %に低下し、「生活拠点が定まらない」が 15 %から 88 %へ上昇している。営農再開していない経営体数の変化を考慮してもこの回答割合の激変の理由が不明であるので、仙台市については 2013 年 3 月の回答割合で判断したい。

(5) 集落の農地の属地面積は 2010 年農業センサス農山村地域調査での耕地面積であり、農家数や経営耕地面積等は 2010 年農業センサス農業経営体調査による。以下の事例についても同様である。

(6) 同年 5 月には有限会社法が廃止され、有限会社の新設ができなくなるということも有限会社設

立を組合員に説得する理由となった。

- (7) 大曲地区にはセンサス上では、7集落（五味倉、貝殻塚、筒場、横沼、上納、上浜、下浜）があるが、上浜と下浜は市街地のある漁村集落であり、それら以外の集落に、大曲集団転作組合（筒場、横沼）、貝殻塚集団転作組合（五味倉、貝殻塚）、上納集団転作組合（上納）が設立されていた。
- (8) 構成員の出資額は、前代表が280万円で、それ以外の構成員はそれぞれ260万円、240万円、220万円とした。前代表が退任後は、前代表の株を3名の構成員で買い取り、出資額は360万円、330万円、310万円とした。
- (9) ミニトマト用のハウスが完成していなかった2014年は、西矢本地区の稻作50ha分、大豆80ha分の乾燥調製作業を受託し、冬期間の仕事を確保した。現在は西矢本地区でも乾燥調製施設とそれを利用する（株）めぐいーとが設立されたため、作業受託はない。
- (10) 役員の居住地は集落外でばらばらであるが、法人事務所から車で10～15分圏内に居住している。
- (11) 農事組合法人玉浦南部生産組合の他に、農事組合法人玉浦中部ファーム、農事組合法人林ライス、農事組合法人長谷釜生産組合、農事組合法人寺島生産組合、合資会社愛宕ふあーむ、農事組合法人野菜のキセキが設立されている。
- (12) 2017年産から2ha区画等のほ場で乾田直播を再開するため、2016年12月に大型のクローラトラクタ1台（113ps）を自己資金により導入している。
- (13) 乾燥調製施設は市のリースであるため、改修工事は市との協議が必要である。

### 【参考文献】

- 田代洋一（2013）「東日本大震災被災地農業の復興過程に関する調査報告」、大妻女子大学紀要 一社会科学系一、『社会情報学研究』（22号）pp.49-72。
- 行友弥（2013）「被災農地の権利調整をめぐって－仙台東地区ほ場整備事業を中心に－」、（株）農林中金総合研究所『農林金融』（2013年3月号），pp.20-32。
- 内田多喜生（2013）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み」、（株）農林中金総合研究所『農林金融』（2013年3月号），pp.33-43。
- 斎藤由理子（2014）「大震災からの農業復興における農業者の組織化・法人化」、（株）農林中金総合研究所『農林金融』（2014年3月号），pp.2-14。
- 内田多喜生（2015）「宮城県の津波被災地における農業復旧・復興の現状と課題」、（株）農林中金総合研究所『農林金融』（2015年3月号），pp.2-13。
- 内田多喜生（2016）「宮城県津波被災地における農業復旧・復興の現状と課題」、（株）農林中金総合研究所『農林金融』（2016年3月号），pp.2-13。
- 調査研究部震災復興調査班（2014）「被災農地の集積を目指した営農組織づくり～仙台東地区のほ場整備後の農業は誰が担うか～」、（一社）JA共済総合研究所『共済総研レポート』No.131（2014.2），pp.2-11。
- 調査研究部震災復興調査班（2014）「被災地域農業の復旧復興の牽引役を担う～宮城県東松島市の2つ

の農業生産法人の取組み～」、（一社）JA 共済総合研究所『共済総研レポート』No.132（2014.4），pp.30-39。

調査研究部震災復興調査班（2014）「JA いしのまきと管内 2 農業生産法人 復興への挑戦」、（一社）JA 共済総合研究所『共済総研レポート』No.135（2014.10），pp.15-21。

調査研究部震災復興調査班（2015）「JA 出資による被災地農業の担い手、法人支援～JA 仙台管内 3 法人の取り組みを中心に～」、（一社）JA 共済総合研究所『共済総研レポート』No.138（2015.4），pp.26-33。

調査研究部震災復興調査班（2015）「被災から 4 年、地域と共に歩む未来への挑戦・前進～JA いしのまきと管内 2 法人の取組み～」、（一社）JA 共済総合研究所『共済総研レポート』No.140（2015.8），pp.20-26。

東北大学大学院経済研究科地域産業復興調査研究プロジェクト（2012）『東日本大震災復興研究 I 東日本大震災からの地域経済復興への提言 被災地の大学として何を学び、伝え、創るのか』、河北新報出版センター。

東北大学大学院経済研究科地域産業復興調査研究プロジェクト（2013）『東日本大震災復興研究 II 東北地域の産業・社会の復興と再生への提言 復興過程の現実に向き合い、地域の可能性を探る』、河北新報出版センター。

田代洋一・岡田知弘（2012）『復興の息吹 人間の復興・農林漁業の再生』農文協。

梶井功・服部信司（2012）「農業・漁業をどう立て直すか一大震災・原発事故からの復旧の実態、復興の課題ー」、『日本農業年報 58』、農林統計協会。

家の光・結城登美雄・小山良太・（株）農林中金総合研究所（2012）『東日本大震災復興に果たす JA の役割』、家の光協会。

農村金融会（2013）『東松島市の復興支援調査報告書』。

戸嶋佑希・中島正裕（2015）「津波被災地における復興は場整備の合意形成に影響を与える要因分析—宮城県東松島市大曲地区を事例として—」『H27 農業農村工学会大会講演会講演要旨集』。

仙台市（2014）『農の新風、ここに興る—仙台東部地域 農業復興の記録—』。

農林水産政策研究所（2012）『過去の復興事例等の分析による東日本大震災復興への示唆～農漁業の再編と集落コミュニティの再生に向けて』。